

政策会議付議事案書 (令和4年10月18日)

提案課名 経営総務課

報告者名 志村高史

<p>事案名</p>	<p>秦野市水道事業給水条例及び秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部改正について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和3年3月に策定した「はだの上下水道ビジョン」では、高度経済成長期以降に整備した施設の大量更新に加え、近年激甚化する自然災害を教訓とした施設の耐震化や浸水対策などにより、今後、更新等の費用が増大する一方で、想定を上回る人口減少や節水機器の普及等によって料金収入が年々減少傾向にあり、今後も非常に厳しい経営環境が見込まれることから、令和5年4月に水道料金及び下水道使用料の料金改定を行う計画としています。</p> <p>この計画は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活等への影響を考慮し、当初の改定時期を令和3年4月から2年先送りしています。市民生活や市内経済は未だ復調段階にありますが、上下水道事業の経営状況や将来見通しを勘案すると、計画に基づき改定する必要があります。</p> <p>また、社会経済情勢の変化に左右されやすい現行の料金体系が持つ課題が、コロナ禍によって顕在化したことから、事業収入の安定化を図るためには、増収を図ることに合わせて現行の料金体系を見直す必要があります。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 令和3年3月 はだの上下水道ビジョン策定 財政計画において、令和5年4月及び令和9年4月の2回における水道料金及び下水道使用料の引上げを公表。</p> <p>2 令和4年5月26日 第1回上下水道審議会 「上下水道料金のあり方について」上下水道審議会へ諮問 コロナ禍により顕在化した現行の料金体系の課題や、財政計画による将来見通しに基づき、料金改定の必要性について審議。</p> <p>3 同年6月27日 第2回上下水道審議会 自己水率低下の抑制に向けた施設整備計画の変更や燃料費高騰による動力費の増額に伴う財政計画の見直しについて審議するとともに、現行の料金体系の課題を踏まえ、具体的な料金体系の見直しの方向性について審議。</p>	

経過・検討結果	<p>4 同年7月27日 第3回上下水道審議会 事務局提案の料金シミュレーションに基づき、値上げ額や値上げの区分等の改定内容について審議するとともに、長期化するコロナ禍や物価高騰による現状を踏まえ、施行時期について意見聴取。</p> <p>5 同年8月22日 第4回上下水道審議会（書面開催） これまでの審議結果をまとめた「答申案」について意見聴取。</p> <p>6 同年10月11日 上下水道審議会から答申</p>
決定等を要する事項	<p>事業収入の安定化を図り、社会経済情勢の変化に左右されにくい料金体系へと移行していくため、以下のとおり改定するもの。</p> <p>(1) 改定率 市民生活や市内経済はコロナ禍からの復調段階であるとともに、昨今の物価高の状況から、市民に求める負担は最小限としながらも、事業の安定性や持続性を確保するため、水道料金を平均7%、下水道使用料を平均5%の引き上げとする。</p> <p>(2) 改定時期 上下水道事業の経営状況や将来見通し、及び事業計画（財政計画及び施設整備計画）、並びに既に2年間改定時期が引き延ばされてきたことを踏まえ、令和5年4月1日からの改定が望ましいが、長引くコロナ禍や物価高騰等に直面する市民生活等への影響を考慮し、令和5年10月1日からの改定とするもの。 なお、この経過措置における減収見込み分について、水道事業会計は内部留保資金で補填するが、公共下水道事業会計については、令和5年度決算の状況に応じ、合理的な範囲において、令和6年度以降に一般会計からの補填を受けるものとする。</p> <p>(3) 改定案 別紙のとおり</p>
今後の取扱い	<p>1 令和4年12月 改正条例の議案を上程</p> <p>2 令和5年 2月 広報はだの、ホームページ及び検針員による改正チラシの全戸配布などの市民周知</p> <p>3 同年10月1日 改正条例の施行</p>

水道料金改定案（下線部が改定箇所）

用途・区分			現行		改定案		
			水量	料金	水量	料金	
一般用	基本料金	メーターの口径	13mm	<u>8 m³以下</u>	<u>680 円</u>	<u>4 m³以下</u>	<u>760 円</u>
			20mm		<u>680 円</u>		<u>780 円</u>
			25mm		<u>1,110 円</u>		<u>1,210 円</u>
			40mm		<u>2,880 円</u>		<u>2,980 円</u>
			50mm		<u>5,180 円</u>		<u>5,280 円</u>
			75mm		<u>11,600 円</u>		<u>11,700 円</u>
			100mm		<u>18,800 円</u>		<u>18,900 円</u>
			150mm		<u>38,800 円</u>		<u>38,900 円</u>
			200mm		<u>59,000 円</u>		<u>59,100 円</u>
		超過料金				<u>5~8 m³</u>	<u>25 円</u>
	(1 m ³ につき)		9~20 m ³	85 円	9~20 m ³	85 円	
			21~30 m ³	95 円	21~30 m ³	95 円	
			31~50 m ³	140 円	31~50 m ³	140 円	
			51~100 m ³	205 円	51~100 m ³	205 円	
			101~500 m ³	225 円	101~500 m ³	225 円	
			501 m ³ 以上	245 円	501 m ³ 以上	245 円	
農業用	基本料金		一般用と同じ		一般用と同じ		
	超過料金		<u>9~50 m³</u>	一般用と同じ	<u>5~50 m³</u>	一般用と同じ	
	(1 m ³ につき)		51 m ³ 以上	170 円	51 m ³ 以上	170 円	
臨時用	基本料金	メーター全口径	<u>8 m³以下</u>	<u>2,200 円</u>	<u>4 m³以下</u>	<u>2,300 円</u>	
	超過料金		<u>9 m³以上</u>	415 円	<u>5 m³以上</u>	415 円	
	(1 m ³ につき)						

(一か月当たり税抜き額)

下水道使用料改定案（下線部が改定箇所）

用途・区分		排水量	使用料	
			現行	改定案
一般 汚 水	基本額	4 m ³ 以下	<u>365 円</u>	<u>500 円</u>
	加算額 (1 m ³ につき)	5～8 m ³	110 円	110 円
		9～20 m ³	120 円	120 円
		21～30 m ³	160 円	160 円
		31～50 m ³	210 円	210 円
		51～75 m ³	255 円	255 円
		76～100 m ³	260 円	260 円
		101～500 m ³	270 円	270 円
		501～3,000 m ³	280 円	280 円
		3,001 m ³ 以上	290 円	290 円
特 定 汚 水	基本額及び加算額	500 m ³ 以下	一般汚水に係 る使用料と同 額とする。	一般汚水に係 る使用料と同 額とする。
	加算額 (1m ³ につき)	501 m ³ 以上	225 円	225 円
汚 水 公 衆 浴 場	基本額	100 m ³ 以下	<u>2,310 円</u>	<u>2,445 円</u>
	加算額 (1 m ³ につき)	101 m ³ 以上	20 円	20 円

(一か月当たり税抜き額)

秦野市水道事業給水条例の一部を改正することについて

秦野市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

水道事業の健全な経営を維持し、安全な水道水を安定して供給することができるよう、計画的に行う必要がある水道施設の更新を進めるうえで必要な財源の確保及び社会経済情勢の変化に左右されにくい料金体系へと移行していくことを目的として、次のとおり改正するものであります。

- (1) 基本料金のメーターの口径区分を細分化すること。
- (2) 基本料金の基本水量を引き下げるとともに、これに伴う超過料金の区分を追加すること。
- (3) 基本料金の額を引き上げること。

秦野市条例第 号

秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第28条の表を次のように改める。

料金の種別 用途区分	基本料金 (4立方メートルまでの分)		超過料金 (1立方メートルにつき)
	メーターの 口径	金額	
一般用	13ミリメートル	760円	(1) 4立方メートルを超え8立方メートルまでの分 25円 (2) 8立方メートルを超え20立方メートルまでの分 85円 (3) 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 95円 (4) 30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 140円 (5) 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 205円 (6) 100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 225円 (7) 500立方メートルを超える分 245円
	20ミリメートル	780円	
	25ミリメートル	1,210円	
	40ミリメートル	2,980円	
	50ミリメートル	5,280円	
	75ミリメートル	11,700円	
	100ミリメートル	18,900円	
	150ミリメートル	38,900円	
	200ミリメートル	59,100円	

農業用	一般用と同じ		(1) 4立方メートルを超え50立方メートルまでの分 一般用と同額 (2) 50立方メートルを超える分 170円
臨時用	全口径	2,300円	4立方メートルを超える分 415円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
(新旧水道料金の区分に係る市長による算定)
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の算定については、市長の定めるところによる。

議案第 号 秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
(料金)				(料金)			
第28条 料金は、使用期間1か月（使用期間が1か月に満たないときは、1か月とみなす。）につき、次の表により算出した額に消費税等相当額を加えて得た額とする。				第28条 料金は、使用期間1か月（使用期間が1か月に満たないときは、1か月とみなす。）につき、次の表により算出した額に消費税等相当額を加えて得た額とする。			
料金の 種別 ＼ 用途 区分	基本料金 (4立方メートル までの分)		超過料金 (1立方メートル につき)	料金の 種別 ＼ 用途 区分	基本料金 (8立方メートル までの分)		超過料金 (1立方メートル につき)
	メーターの 口径	金額			メーターの 口径	金額	
一般用	13ミリメ ートル	760 円	(1) 4立方メートル を超え8立方メ ートルまでの分 25円	一般用	20ミリメ ートルまで	680 円	(1) 8立方メートル を超え20立方メ ートルまでの分 85円
	20ミリメ ートル	780 円			25ミリメ ートル	1,110 円	
	25ミリメ ートル	1,210 円	(2) 8立方メートル を超え20立方メ ートルまでの分 85円		40ミリメ ートル	2,880 円	(2) 20立方メート ルを超え30立方 メートルまでの分 95円
	40ミリメ ートル	2,980 円			50ミリメ ートル	5,180 円	
	50ミリメ ートル	5,280 円	(3) 20立方メート ルを超え30立方 メートルまでの分		75ミリメ ートル	11,600 円	(3) 30立方メート ルを超え50立方 メートルまでの分

<u>75ミリメートル</u>	<u>11,700</u> 円
<u>100ミリメートル</u>	<u>18,900</u> 円
<u>150ミリメートル</u>	<u>38,900</u> 円
<u>200ミリメートル</u>	<u>59,100</u> 円

95円
(4) 30立方メートルを超え50立方メートルを超え50立方メートルまでの分
140円
(5) 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 205円
(6) 100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 225円
(7) 500立方メートルを超える分
245円

<u>100ミリメートル</u>	<u>18,800</u> 円
<u>150ミリメートル</u>	<u>38,800</u> 円
<u>200ミリメートル</u>	<u>59,000</u> 円

140円
(4) 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 205円
(5) 100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 225円
(6) 500立方メートルを超える分
245円

農業用	一般用と同じ		(1) <u>4立方メートルを超え50立方メートルまでの分</u> 一般用と同額 (2) <u>50立方メートルを超える分</u> 170円
臨時用	全口径	<u>2,300</u> 円	<u>4立方メートルを超える分</u> 415円

農業用	一般用と同じ		(1) <u>8立方メートルを超え50立方メートルまでの分</u> 一般用と同額 (2) <u>50立方メートルを超える分</u> 170円
臨時用	全口径	<u>2,200</u> 円	<u>8立方メートルを超える分</u> 415円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
(新旧水道料金の区分に係る市長による算定)
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の算定については、市長の定めるところによる。

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正することについて

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

公共下水道事業の健全な経営を維持し、良質なサービスを安定的に提供できるように、計画的に行う必要がある下水道施設の更新を進めるうえで必要な財源の確保及び社会経済情勢の変化に左右されにくい料金体系へと移行していくことを目的として、公共下水道使用料の額を引き上げるため、改正するものがあります。

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例

秦野市公共下水道使用料徴収条例（昭和 55 年秦野市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表一般汚水の部基本額の項使用料の欄中「365円」を「500円」に改め、同表公衆浴場汚水の部基本額の項使用料の欄中「2,310円」を「2,445円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
（公共下水道の新旧使用料の区分に係る市長による算定）
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる公共下水道の使用料の算定については、市長の定めるところによる。

議案第 号 秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
区分		排水量	使用料	区分		排水量	使用料
一般 汚水	基本額	4立方メートル以下の分	<u>500円</u>	一般 汚水	基本額	4立方メートル以下の分	<u>365円</u>
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
公衆 浴場 汚水	基本額	100立方メートルまでの分	<u>2,445円</u>	公衆 浴場 汚水	基本額	100立方メートルまでの分	<u>2,310円</u>
	(略)				(略)		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。 (公共下水道の新旧使用料の区分に係る市長による算定)</p> <p>2 この条例の施行の日以後最初に行われる公共下水道の使用料の算定については、市長の定めるところによる。</p>							

I 料金改定の概要

1 背景

本市の水道事業は、高度経済成長期の急増する水需要に対応するため、新設・拡張を重ね、現在は水道普及率が99.89%に到達しています。

公共下水道事業においても、昭和49年の都市計画決定以降、約40年かけて市街化区域を中心に進めてきた汚水整備は、平成27年度には概ね完了しました。

そうした中、こうした高度経済成長期以降に整備した施設の大量更新を迎えることに加え、近年、激甚化する自然災害を教訓とした施設の耐震化や浸水対策など、今後は多額の更新等の投資が必要となります。

一方で、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少により、事業収入の根幹である料金収入は年々減少傾向にあり、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していくことが見込まれています。

しかし、このような厳しい時代の中でも、市民生活に必要なライフラインを預かる責任ある上下水道事業者として、中長期先を見据えた安定した事業運営を行うため、令和3年度からの10年間における上下水道事業の経営理念や取組みの方向性を示すとともに、料金改定の実施（令和5年4月及び令和9年4月の2回）を含めた具体的な事業計画（施設整備計画と財政計画）を示した「はだの上下水道ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を令和3年3月に策定しました。

2 料金改定の必要性

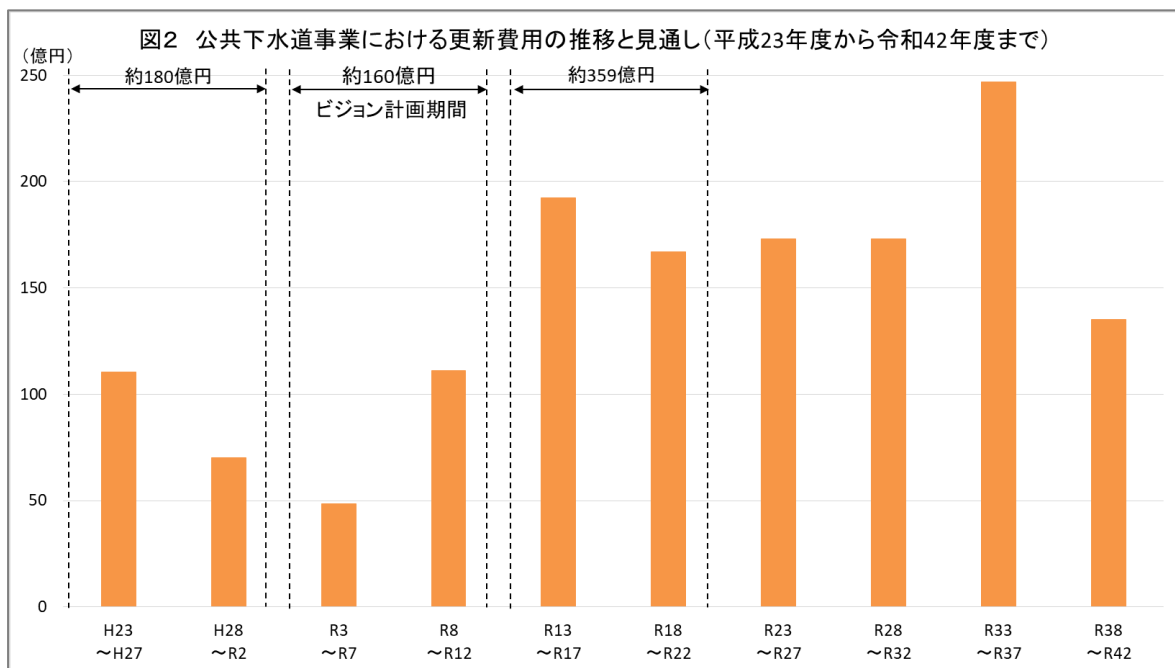
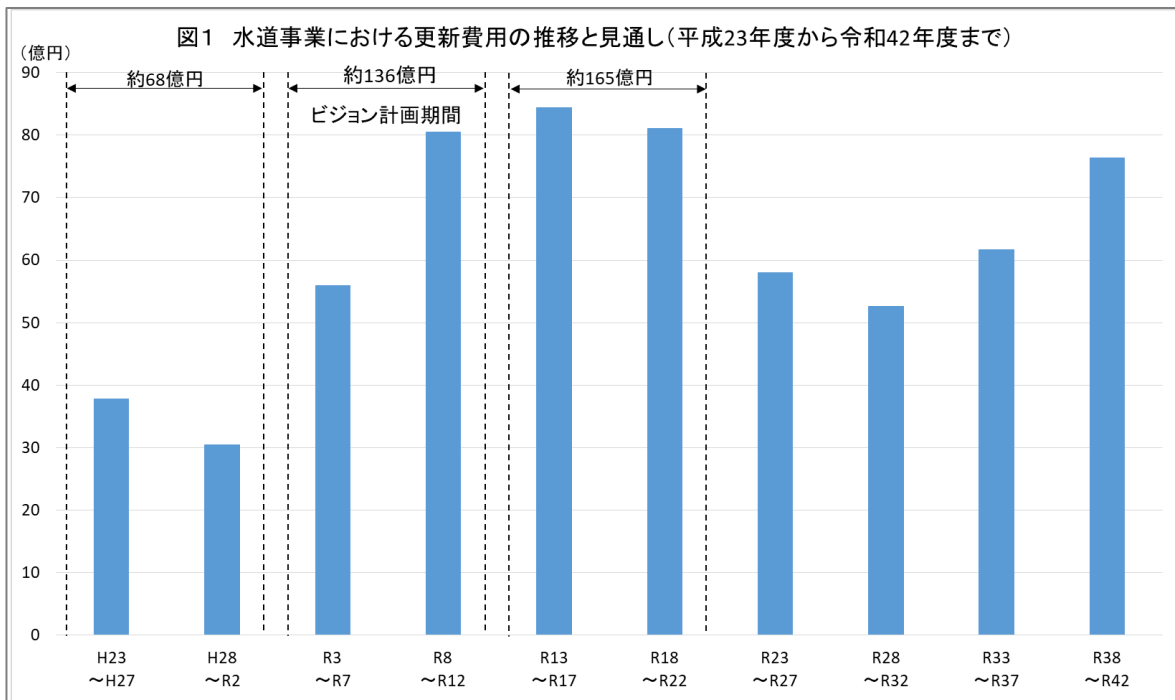
(1) 施設の更新需要の増大

高度経済成長期以降に整備した上下水道施設の多くは老朽化が進んでおり、現状の施設を法定耐用年数どおりに更新すると、図1に示すとおり、水道施設は、平成23年度から令和2年度までの10年間の投資が年平均約7億円だったのに対し、令和3年度からの10年間は約14億円、令和13年度からの10年間は約17億円と、令和3年度以降は、令和2年度までの10年間と比べ、2倍以上の投資が必要となります。

一方、下水道施設は、図2に示すとおり、平成23年度から令和2年度の10年間の投資が、年平均約18億円だったのに対し、令和3年度からの10年間は約16億円と一段落しますが、令和13年度からの10年間

は約36億円と急増し、令和2年度までの10年間と比べると、2倍の更新投資が必要となります。

また、併せて、激甚化する自然災害への対応として、耐震化や浸水対策等も進める必要があることから、こうした投資を裏付ける財源の確保が求められます。

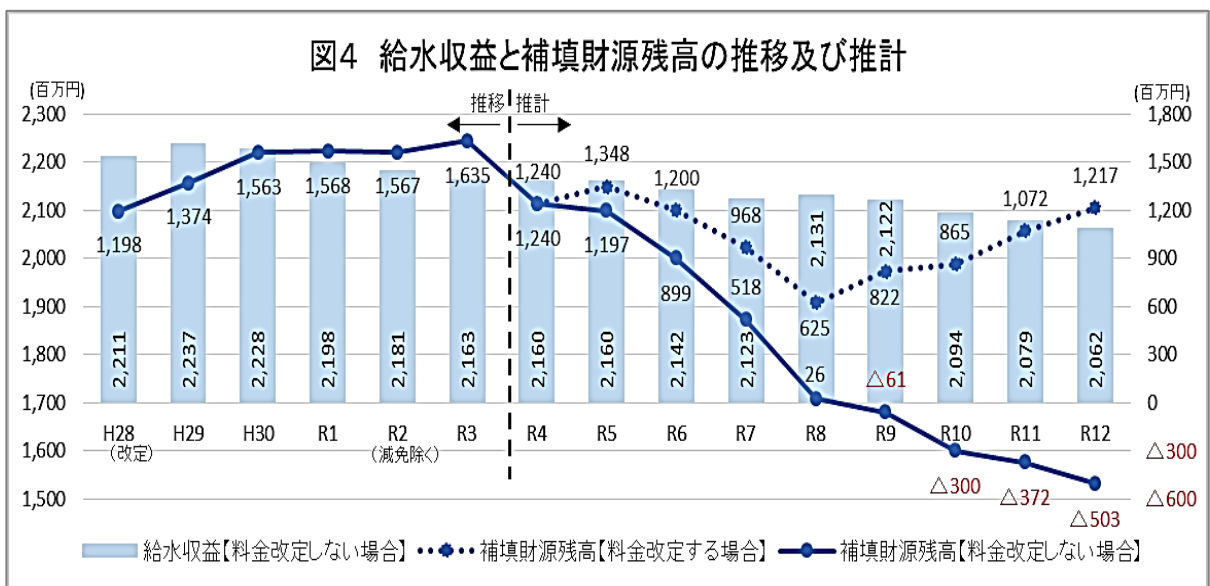
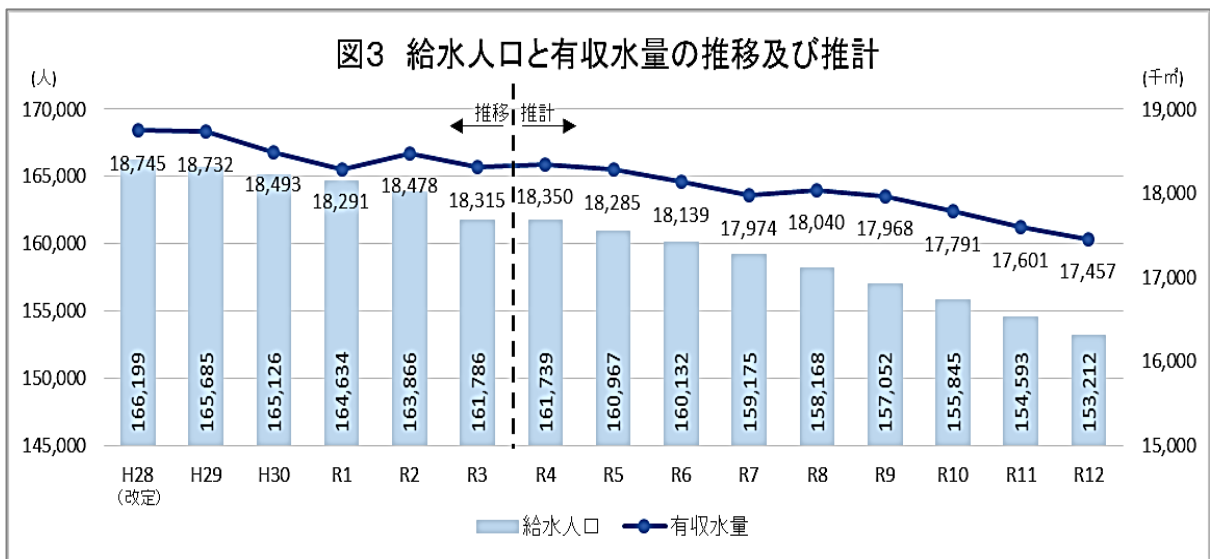


(2) 料金収入等の減少

ア 水道事業

図3に示すとおり、人口減少等に伴い給水人口や有収水量も減少を続け、今後もさらに減少する見込みです。

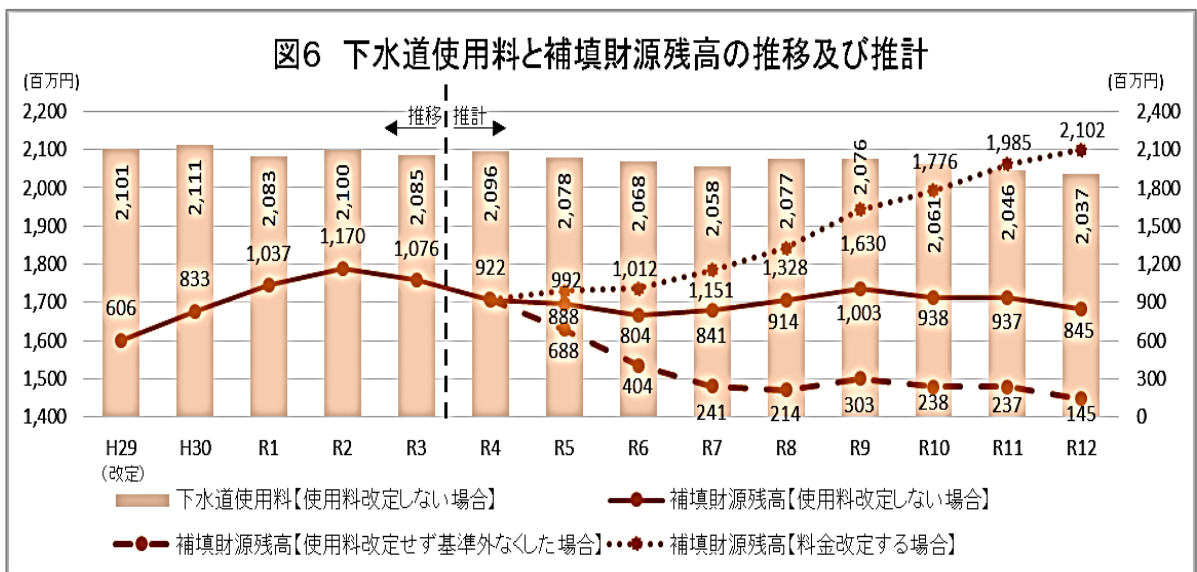
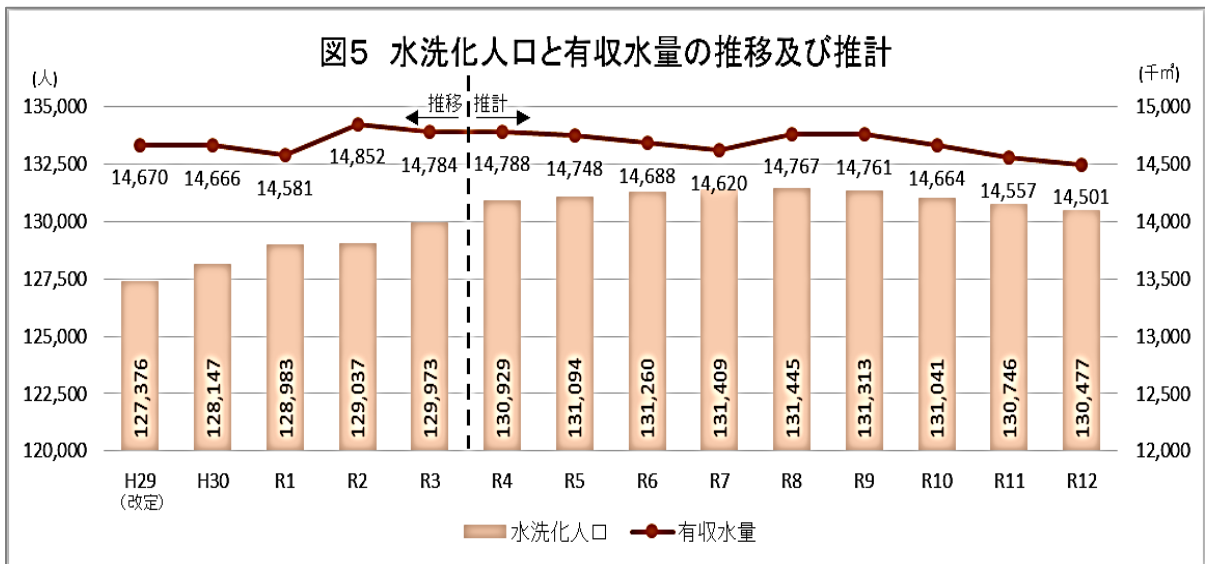
また、図4に示すとおり、給水収益も、前回の料金改定の翌年の平成29年度をピークに減り続け、現状の料金水準では、令和9年度に補填財源が底をつく見込みです。



イ 公共下水道事業

図5に示すとおり、処理区域の拡大や接続率の向上もあり、人口は減少するものの、水洗化人口、有収水量ともに増えてきましたが、処理区域の整備がほぼ完了した今後は、横ばいから、水道と同様の減少に転じていく見込みです。

また、図6に示すとおり、使用料収入は、前回の料金改定の翌年の平成30年度をピークに減り続けています。水道事業とは異なり、一般会計からの繰入金に支えられていることから、令和12年度までの間に補填財源が底をつくことはありませんが、非常に不安定な経営状態となります。

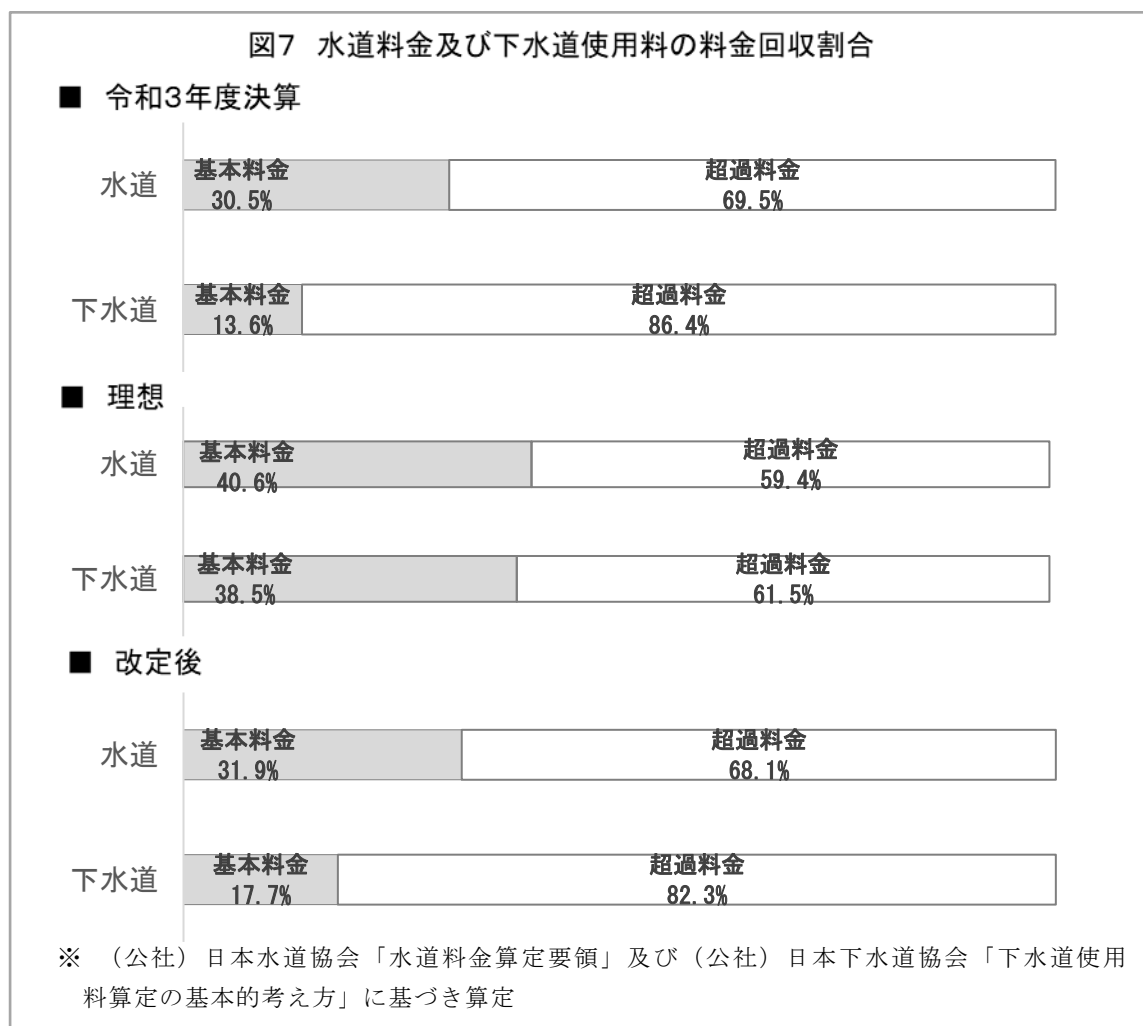


(3) 料金体系の課題

ア 基本料金

上下水道料金における基本料金の役割は、減価償却費をはじめとする固定費の回収にあります。家計への配慮から料金は低く設定され、固定費のわずかな部分しか回収できていない上下水道事業者が数多くあります。

本市においては、水道料金を平成28年4月に、下水道使用料を平成29年4月にそれぞれ料金改定を行い、基本料金、超過料金ともに値上げし、経営基盤の強化を図りましたが、令和3年度決算では、水道事業が30.5%、下水道事業にあつては13.6%であり、理想とする基本料金の回収率（※ 水道事業：40.6%、下水道事業：38.5%）と比較すると、まだまだ低い水準にあります。



イ 超過料金における逡増制

本市を含む多くの上下水道事業者が使用水量に応じて段階的に料金の

単価を設定し、使用水量が多くなるほど単価を高くする逡増制を採用しています。

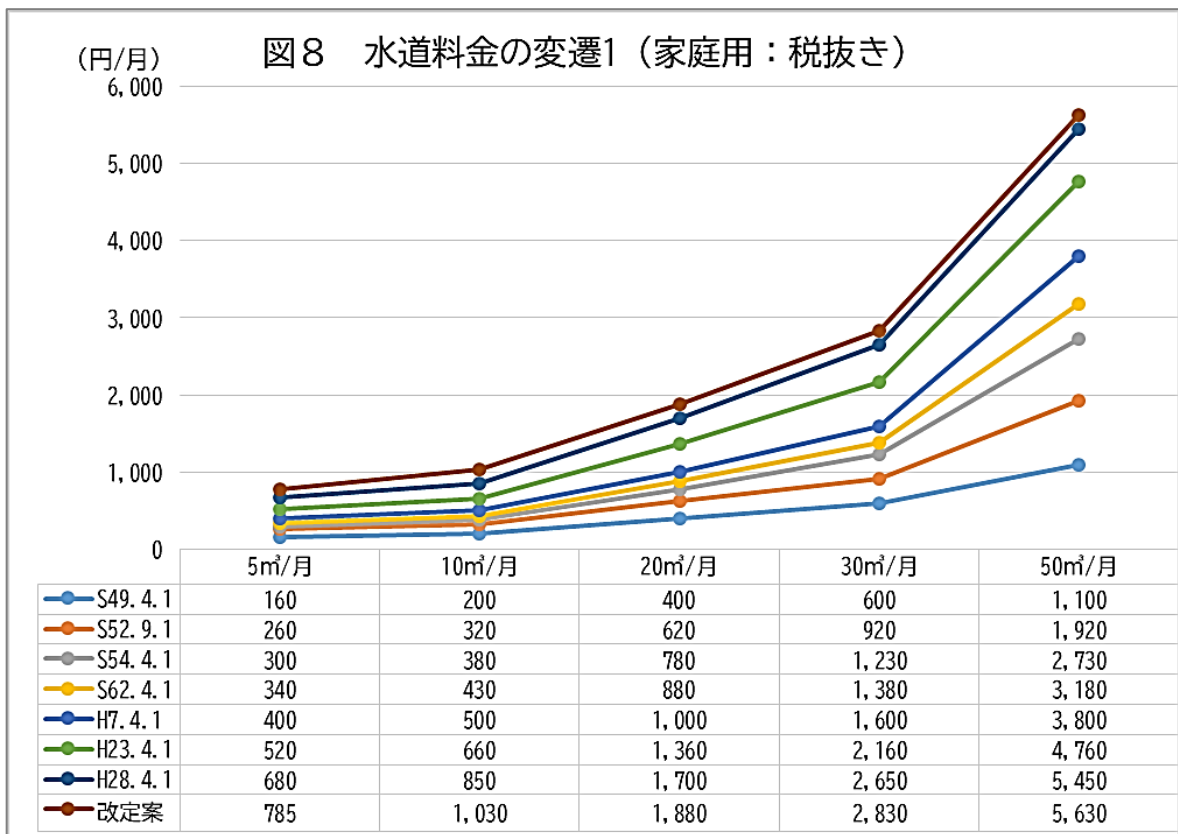
(ア) 水道料金の変遷

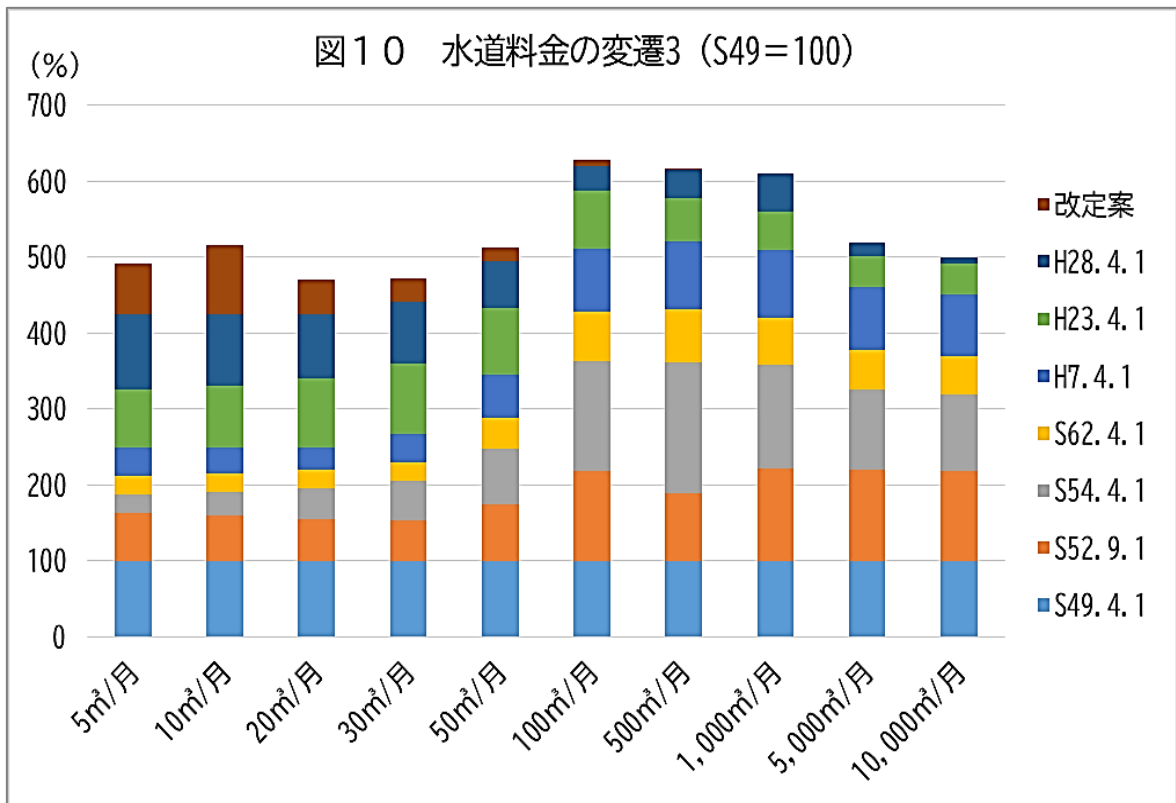
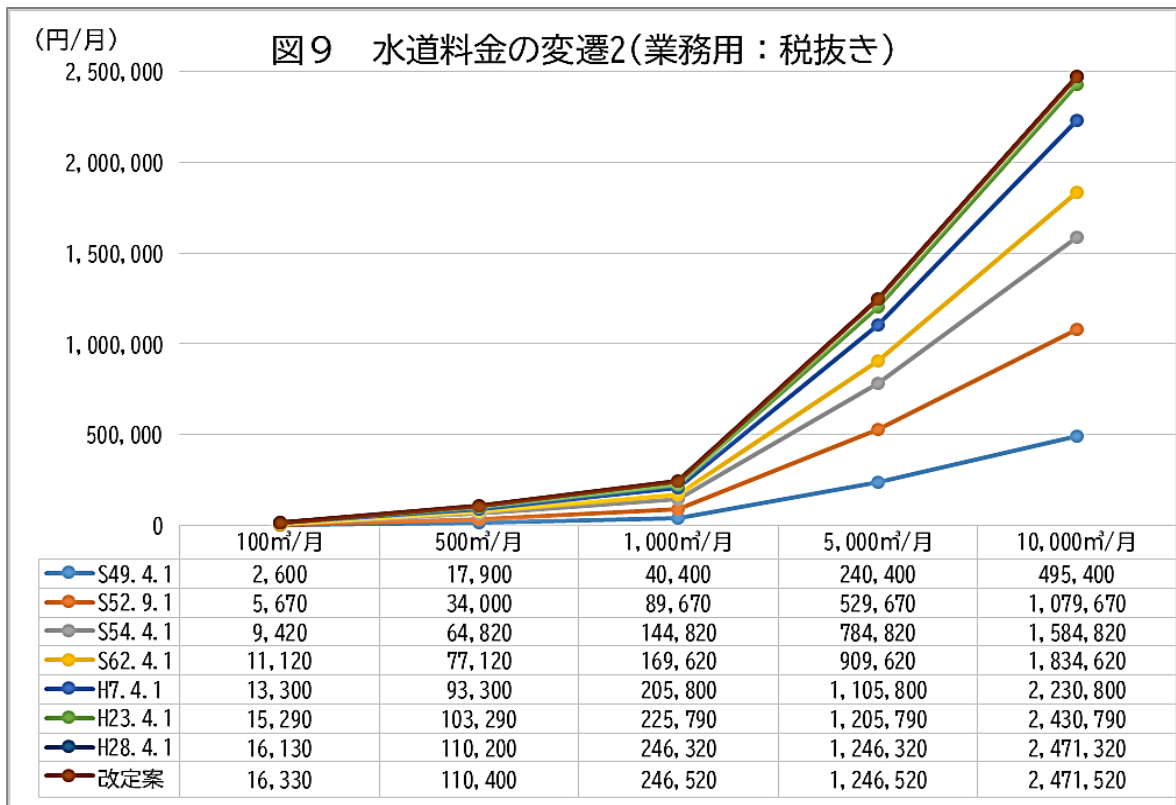
本市の水道料金は、昭和49年度以降、今回の料金改定を含めると7回の改定を行っています。それぞれの料金パターンにおける月5^mから月10,000^mまでの変動幅を、図8、図9に示しました。

昭和49年度からすでに逡増制を採用しており、すべての改定において料金が逡増しますが、特に平成23年度までのパターンは、逡増度の増加が顕著になっています。

また、図10は、月5^mから月10,000^mにおける昭和49年度の料金を100として、それぞれの使用水量に料金改定に伴う値上げ分を積み上げたグラフです。特に平成7年度の料金改定までの値上げ幅において、月50^mまでの使用水量の増額幅に対して、月100^m以上の値上げ幅の方が大きいことが分かります。

これらのことから、本市の水道料金は、料金改定を重ねるにつれて使用水量が多い、いわゆる業務用への依存度が高まり、社会経済情勢に左右されやすい料金体系へと変化してきたことが分かります。





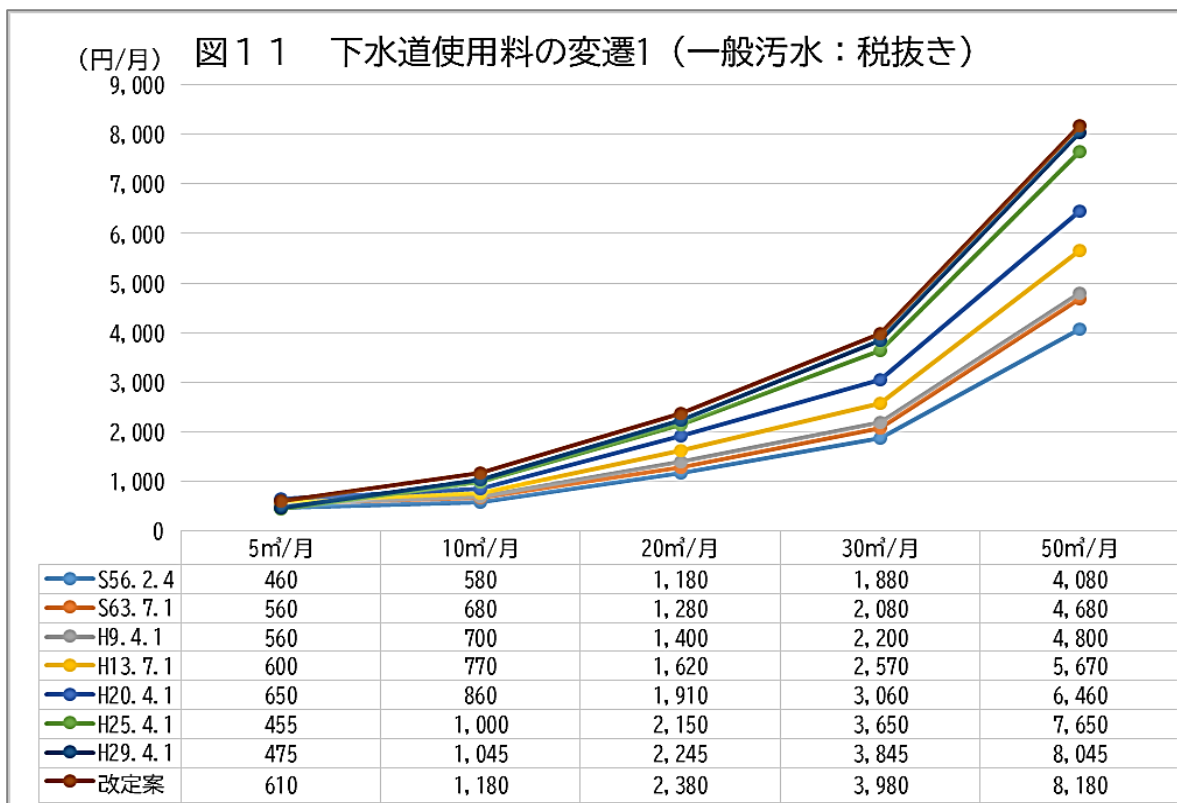
(イ) 下水道使用料の変遷

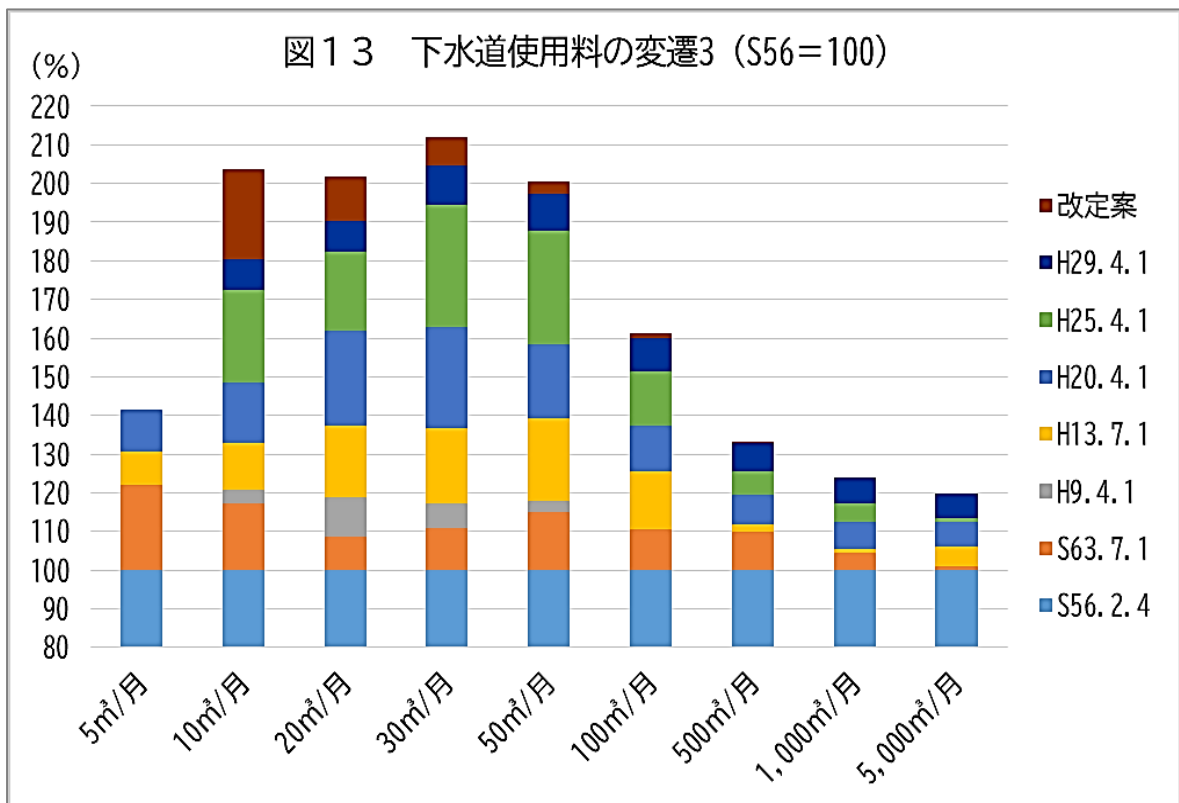
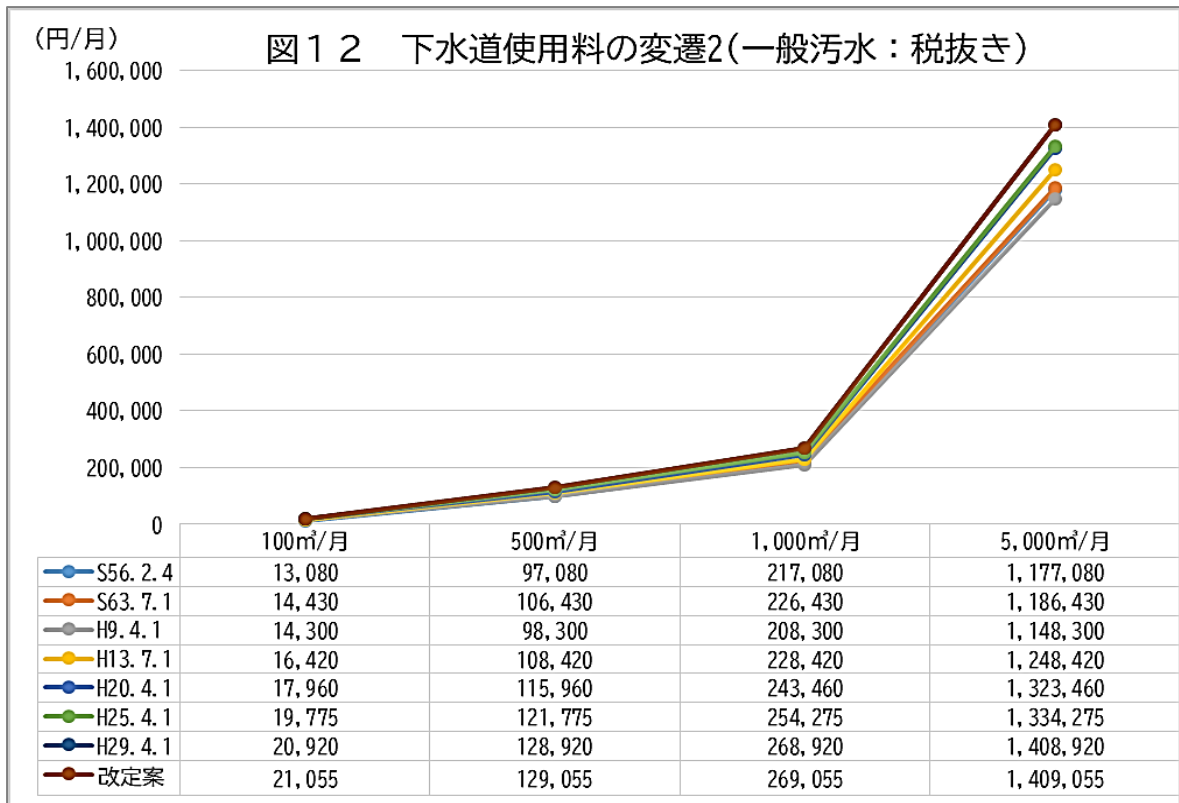
本市の下水道使用料は、昭和55年度以降、今回の使用料改定を含めると水道料金と同じく7回の改定を行っています。

図11、図12について、水道事業に比べると当初から逡増度が高いことから、著しい逡増度の増加は見られませんが、全体を通して使用水量が増えるにつれて、改定前の金額との乖離幅が大きくなっており、水道事業と同じようにいわゆる業務用への依存度が高まっていることが分かります。

なお、図13は、図10の水道料金と違い、月100m³以上の増額幅が月50m³までの増額幅より小さいものとなっていますが、これは、昭和55年度の当初の使用料設定が高い逡増度であったため、逡増度を上げにくくなっていたものであり、特に平成9年度の改定では、大口を引き下げる改定が行われています。

また、7回の料金改定を経て約5倍から6倍の値上げになっている水道料金に対し、下水道使用料は、7回の使用料改定で約1.2倍から2倍程度の値上げになっています。





(ウ) コロナ禍により顕在化された課題

令和2年度は、コロナ禍の外出自粛により、家庭での水道の使用量は大幅に増加した一方で、経済活動の低下により業務用の使用量は大幅に減少しましたが、家庭用の増加が上回ったことから、水道事業では10年ぶりに有収水量全体が前年を上回りました。

しかし、給水収益は前年を下回り、下水道使用料収入も、同程度の有収水量であった平成30年度を下回りました。

コロナ禍の影響により有収水量が増えた現象は、多くの上下水道事業者に起きたことですが、本市においては、給水収益の多くを業務用の使用に頼っている特徴が顕著です。いわゆる業務用の口径25mm以上のメーターを使用する契約者からの料金が、給水収益の3分の1を占めていますが、コロナ禍において有収水量も収益もともに増加した他の同規模の上下水道事業者と比較すると、表1のとおり、その割合は高くなっています。

また、令和2年度の給水原価（1m³当たりの水道水を作る費用）は114.53円/m³ですが、料金を使用水量で割った単価がこの原価を超える損益分岐点は、図14に示すとおり、月54m³となります。

これは、県営水道及び県下の市営水道の中では、2番目に高いものとなりますが、令和3年度の検針結果から見ると、図15に示すとおり、98%の検針件数がこの水量（2月分で110m³）を下回り、また、その使用水量は、全体の81%を占めています。

このことは、98%の契約者に対して供給している81%の水道水は、赤字の価格で提供されており、その赤字は、2%の契約者に供給している19%の水道水から得られる料金収入で解消していることを意味するものです。

これらのことから、本市の水道料金は、相対的に低く抑えられていますが、業務用への依存度が高く、社会経済情勢に左右されやすいという現行の料金体系が持つ課題が、コロナ禍によって顕在化したものと考えています。

表1 令和2年度の給水収益等の他市との比較

	座間市	小田原市	千葉県野田市	千葉県流山市	埼玉県新座市	秦野市
対前年度 R2 給水収益	増 (+2.1%)	増 (+0.2%)	増 (+2.6%)	増 (+7.2%)	増 (+2.8%)	減 (△0.8%)
業務用または口径 25mm 以上の料金収入割合	18%	29%	29%	10%	19%	33%

※ 南関東の水道事業者から同レベルで比較可能な数値を公表している自治体のHP公表値から算出

図14 県下の主な水道事業体における料金単価と給水原価(R2)の関係

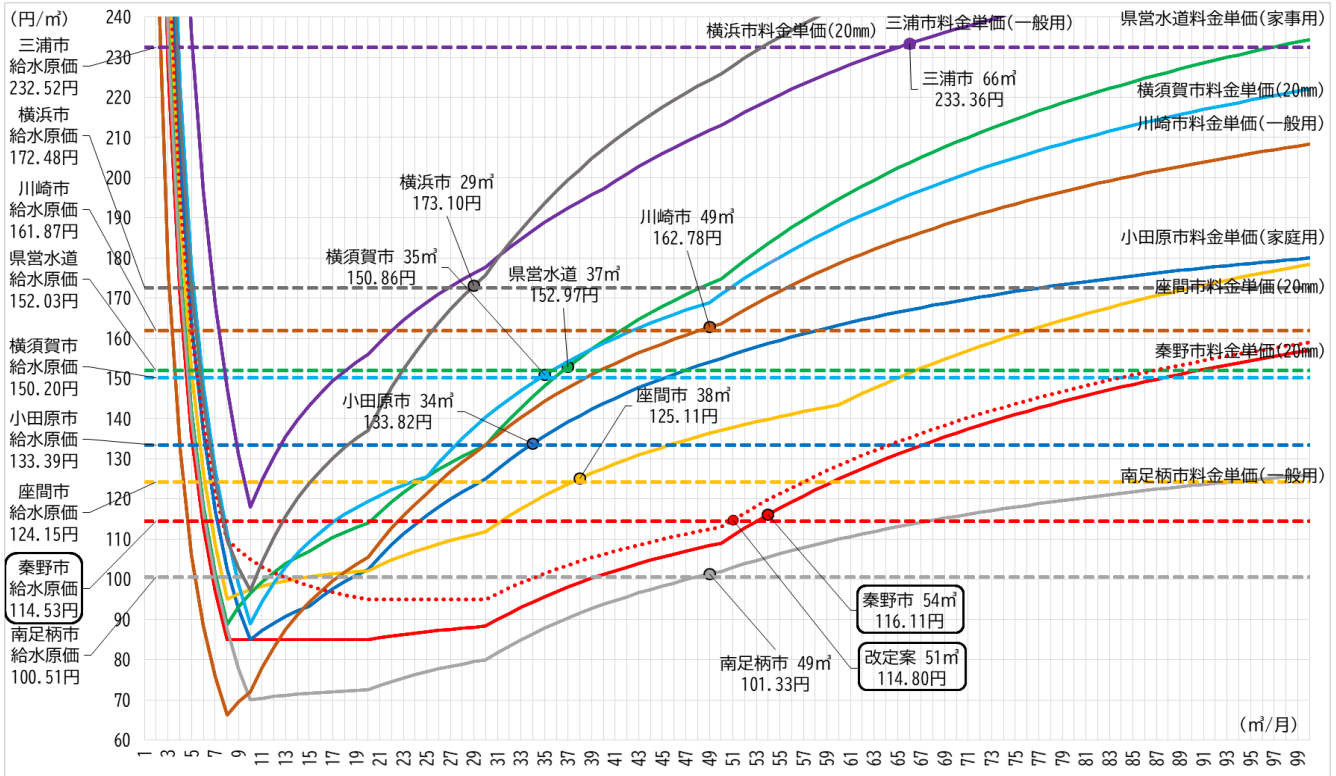
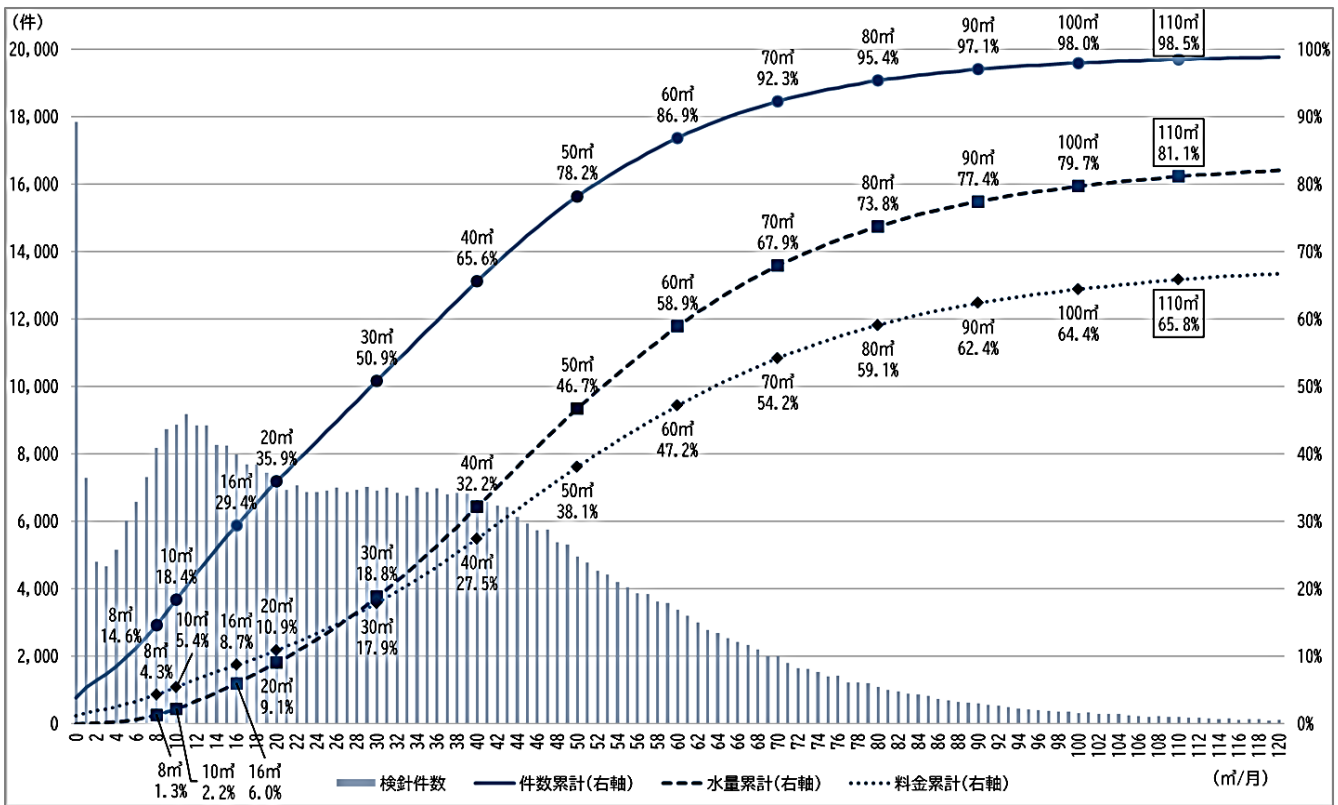


図15 使用水量(2か月分)別検針針数等の割合(R3水道)



ウ 基本水量制

一定の使用水量まで基本料金だけで使用できる基本水量制は、公衆衛生向上の観点から、すべての使用者に対して、最低限の生活用水を平等に確保するという考えから生まれた制度ですが、特に単身世帯が増え続ける現在においては、基本水量の範囲において、使用者間の不公平が生じていることから、基本水量制を廃止する上下水道事業者が増えています。

表2 市町村営の末端給水事業者(1,139事業者)における基本水量制の調べ

基本水量制を設けていない末端給水事業者	322
H28～R2年度で基本水量制を撤廃した末端給水事業者	32
H28～R2年度で基本水量制を撤廃又は引き下げた末端給水事業者	57

※ 総務省「平成28年度・令和2年度地方公営企業年鑑」にて算出

3 料金改定の内容

(1) 見直しの方向性等

施設の更新や料金収入等の現状や課題を踏まえると、今回の改定は、水道事業は「更新時代においても安定的経営を維持するための改定」、公共下水道事業は「更新時代を迎えるまでに安定的経営を目指すための改定」であると考え、また、増収を図るとともに社会経済情勢の変化に左右されにくい料金体系へと移行していくため、以下の3つの視点から見直すこととしました。

ア 基本料金による固定費の回収率向上

イ 基本水量制のあり方（継続、廃止、水量変更）

ウ 逡増性の緩和

なお、これらの視点から検討した結果、コロナ禍が収束せず、物価高騰もあることから、あらゆる契約者の料金に激変を招くことのないよう配慮し、今回の見直しが将来にわたり望ましい料金体系を構築していくための段階的なものとして整理し、事業収入の安定化を目的とした「基本料金による固定費の回収率向上」に重きを置いた見直しとしました。

表3のとおり、当初、水道料金は21案、下水道使用料は13案で想定・検討した後、料金の激変等のリスクの少ない案を選出し、最終的には、審議会の意見も踏まえ見直しの方向性に最も適した案を選出しました。

表3 料金見直しパターン検討の経緯

	① 事務局 検討案	② 審議会 提出案	③ 審議後 最終案
水道料金	21	7	
下水道使用料	13	3	1

見直しの方向性に最も適した案を選出



(2) 料金改定案

ア 改定率

市民生活や市内経済は、コロナ禍からの復調段階であるとともに、昨今の物価高の状況を鑑み、市民に求める負担は最小限としながらも、事業の安定性や持続性を確保するため、財政計画に定めたとおり「水道料金は平均7%を上限」、「下水道使用料は平均5%を上限」とする引上げが妥当であると考えます。

イ 改定時期

上下水道審議会においては、上下水道事業の経営状況や将来見通し、及び事業計画（財政計画及び施設整備計画）並びに既に2年間改定時期を引き延ばしたことを踏まえ、改定の必要性を理解したうえで審議が進められ、改定時期については、原則、令和5年4月1日が妥当との答申が示されました。

しかしながら、市民生活や市内経済は、長期化するコロナ禍に加え、ウクライナ情勢や円安等の影響による物価高騰の問題に直面していることから、経営状況を加味したうえで、上下水道審議会からは、経営基盤の安定する水道料金の改定時期については慎重な判断を求める附帯意見が付きました。

これらを踏まえ、財政計画の内容を精査するとともに、経営に係る指標の分析等によって再度検討した結果、改定を半年間遅らせても、経営への影響を許容の範囲で抑えられ、市民負担の軽減を最大限図ることができることから、水道料金については、令和5年10月1日からの改定が可能であると考えます。

一方、公共下水道事業については、安定的経営を維持するための改定である水道事業に対し、安定的経営を目指すための改定であり、令和3年度決算においても一般会計からの基準外の繰入金を収入するなど、経営基盤は未だ脆弱な状況にあるため、本来であれば、答申に示した時期

で改定すべきであると考えられます。

しかしながら、経営状況は認識しつつも、物価高騰等が重く押し掛かる現在の厳しい市民生活等の状況は看過できず、加えて、こうした状況の先行きも不透明であることから、市民負担の軽減を最大限図ることを目的に、下水道使用料の改定時期についても令和5年10月1日からの改定とするものです。

なお、この経過措置における減収見込み分について、水道事業会計は内部留保資金で補填しますが、公共下水道事業会計については、令和5年度決算の状況に応じ、合理的な範囲において、令和6年度以降に一般会計からの補填を受け、料金算定期間内における収支の均衡を図るものです。

4 料金改定前後における料金一覧表（1か月：税抜き）

(1) 水道料金

使用量 (m ³)	改定前 月額(円)	改定後 口径13mm		改定後 口径20mm		
		月額(円)	差額(円)	月額(円)	差額(円)	
0	680	760	80	780	100	基本水量変更 8m ³ ⇒ 4m ³
1	680	760	80	780	100	
2	680	760	80	780	100	
3	680	760	80	780	100	
4	680	760	80	780	100	超過料金区分新設 5～8m ³ 25円/m ³
5	680	785	105	805	125	
6	680	810	130	830	150	
7	680	835	155	855	175	
8	680	860	180	880	200	変更なし 9～20m ³ 85円/m ³
9	765	945	180	965	200	
10	850	1,030	180	1,050	200	
11	935	1,115	180	1,135	200	
12	1,020	1,200	180	1,220	200	
13	1,105	1,285	180	1,305	200	
14	1,190	1,370	180	1,390	200	
15	1,275	1,455	180	1,475	200	
16	1,360	1,540	180	1,560	200	
17	1,445	1,625	180	1,645	200	
18	1,530	1,710	180	1,730	200	変更なし 21～30m ³ 95円/m ³
19	1,615	1,795	180	1,815	200	
20	1,700	1,880	180	1,900	200	
21	1,795	1,975	180	1,995	200	
22	1,890	2,070	180	2,090	200	
23	1,985	2,165	180	2,185	200	
24	2,080	2,260	180	2,280	200	
25	2,175	2,355	180	2,375	200	
26	2,270	2,450	180	2,470	200	
27	2,365	2,545	180	2,565	200	
28	2,460	2,640	180	2,660	200	変更なし 31～50m ³ 140円/m ³
29	2,555	2,735	180	2,755	200	
30	2,650	2,830	180	2,850	200	
31	2,790	2,970	180	2,990	200	
32	2,930	3,110	180	3,130	200	
33	3,070	3,250	180	3,270	200	
34	3,210	3,390	180	3,410	200	
35	3,350	3,530	180	3,550	200	
36	3,490	3,670	180	3,690	200	
37	3,630	3,810	180	3,830	200	
38	3,770	3,950	180	3,970	200	
39	3,910	4,090	180	4,110	200	
40	4,050	4,230	180	4,250	200	
41	4,190	4,370	180	4,390	200	
42	4,330	4,510	180	4,530	200	
43	4,470	4,650	180	4,670	200	
44	4,610	4,790	180	4,810	200	
45	4,750	4,930	180	4,950	200	
46	4,890	5,070	180	5,090	200	
47	5,030	5,210	180	5,230	200	
48	5,170	5,350	180	5,370	200	
49	5,310	5,490	180	5,510	200	
50	5,450	5,630	180	5,650	200	

※ これより上の水量も超過料金の変更はなく 200円増

(2) 下水道使用料

使用量 (m^3)	改定前 月額(円)	改定後		
		月額(円)	差額(円)	
0	365	500	135	基本水量変更なし
1	365	500	135	
2	365	500	135	
3	365	500	135	
4	365	500	135	
5	475	610	135	変更なし 5~8 m^3 110円/ m^3
6	585	720	135	
7	695	830	135	
8	805	940	135	
9	925	1,060	135	変更なし 9~20 m^3 120円/ m^3
10	1,045	1,180	135	
11	1,165	1,300	135	
12	1,285	1,420	135	
13	1,405	1,540	135	
14	1,525	1,660	135	
15	1,645	1,780	135	
16	1,765	1,900	135	
17	1,885	2,020	135	
18	2,005	2,140	135	
19	2,125	2,260	135	
20	2,245	2,380	135	変更なし 21~30 m^3 160円/ m^3
21	2,405	2,540	135	
22	2,565	2,700	135	
23	2,725	2,860	135	
24	2,885	3,020	135	
25	3,045	3,180	135	
26	3,205	3,340	135	
27	3,365	3,500	135	
28	3,525	3,660	135	
29	3,685	3,820	135	
30	3,845	3,980	135	変更なし 31~50 m^3 210円/ m^3
31	4,055	4,190	135	
32	4,265	4,400	135	
33	4,475	4,610	135	
34	4,685	4,820	135	
35	4,895	5,030	135	
36	5,105	5,240	135	
37	5,315	5,450	135	
38	5,525	5,660	135	
39	5,735	5,870	135	
40	5,945	6,080	135	
41	6,155	6,290	135	
42	6,365	6,500	135	
43	6,575	6,710	135	
44	6,785	6,920	135	
45	6,995	7,130	135	
46	7,205	7,340	135	
47	7,415	7,550	135	
48	7,625	7,760	135	
49	7,835	7,970	135	
50	8,045	8,180	135	

※ これより上の水量も超過料金の変更はなく 135 円増

5 料金改定前後における県下各市との比較（月 20 m³：税抜き）

No.	団体名	水道料金	下水道 使用料	合計	合計順	水道 料金順	下水道 使用料順
1	秦野市 (改定前)	1,700 円	2,245 円	3,945 円	2	2	16
	↓						
	改定案	1,880 円	2,380 円	4,260 円	9	2	16
2	横浜市	2,738 円	1,850 円	4,588 円	17	18	5
3	川崎市	2,110 円	1,960 円	4,070 円	4	5	9
4	横須賀市	2,390 円	2,221 円	4,611 円	18	17	15
5	平塚市	2,281 円	1,850 円	4,131 円	7	6	5
6	鎌倉市	2,281 円	2,093 円	4,374 円	13	6	13
7	藤沢市	2,281 円	2,003 円	4,284 円	10	6	10
8	小田原市	2,050 円	2,398 円	4,448 円	16	4	18
9	茅ヶ崎市	2,281 円	1,708 円	3,989 円	3	6	2
10	逗子市	2,281 円	1,952 円	4,233 円	9	6	8
11	相模原市	2,281 円	1,851 円	4,132 円	8	6	7
12	三浦市	3,120 円	2,770 円	5,890 円	19	19	19
13	厚木市	2,281 円	1,795 円	4,076 円	6	6	4
14	大和市	2,281 円	2,084 円	4,365 円	12	6	12
15	伊勢原市	2,281 円	2,141 円	4,422 円	14	6	14
16	海老名市	2,281 円	1,794 円	4,075 円	5	6	3
17	座間市	2,044 円	2,395 円	4,439 円	15	3	17
18	南足柄市	1,450 円	1,618 円	3,068 円	1	1	1
19	綾瀬市	2,281 円	2,081 円	4,362 円	11	6	11

※ 水道料金は口径 13mm で算出

※ 水道料金の網掛けは、県企業庁（県営水道）の単価

※ 順位は昇順

II 財政計画

資料8-1

① 水道事業 (改定日:令和5年10月1日)

		前 計 画 期 間 (5年間)					前期 料 金 算 定 期 間 【平均改定率 0%】					中期 料 金 算 定 期 間 【平均改定率 7%UP】					後期 料 金 算 定 期 間 【平均改定率 6%UP】					
		前 計 画 期 間 (5年間)					前 期 財 政 計 画 期 間 (5年間)					後 期 財 政 計 画 期 間 (5年間)					単位: 百万円					
年 度		28年度 (決算)	29年度 (決算)	30年度 (決算)	元年度 (決算)	2年度 (決算)	28~2年度計	3年度 (決算)	4年度 (予算)	5年度	6年度	7年度	3~7年度計	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	8~12年度計	3~12年度計		
収益的 収支 (税抜)	収入																					
	給水収益	2,211	2,238	2,229	2,199	1,908	10,785	2,164	2,161	2,236	2,293	2,272	11,126	2,280	2,408	2,376	2,358	2,339	11,761	22,887		
	※平均改定率									7%					6%							
	【コロナによる影響】 使用水量減による影響額																					
	料金減額による影響額					△19																
	水道利用加入金	123	123	120	112	121	599	143	130	125	125	125	648	125	125	125	125	125	625	1,273		
	長期前受金戻入	211	211	206	204	205	1,037	202	201	201	201	202	1,007	202	202	201	199	198	1,002	2,009		
	その他収益	163	113	145	127	206	754	124	135	135	135	135	664	136	133	133	134	136	672	1,336		
	計(A)	2,708	2,685	2,700	2,642	2,440	13,175	2,633	2,627	2,697	2,754	2,734	13,445	2,743	2,868	2,835	2,816	2,798	14,060	27,505		
	支出																					
	管路維持管理費 (計画保全)	136	174	166	194	169	839	196	224	214	214	214	1,062	238	238	238	238	238	1,190	2,252		
	施設維持管理費 (計画保全) (施設統廃合による効果額)	236	257	277	267	265	1,302	270	316	343	344	345	1,618	346	301	302	303	305	1,557	3,175		
	小計	372	431	443	461	434	2,141	466	540	557	558	559	2,680	584	539	540	541	543	2,747	5,427		
	受水費	487	483	481	482	486	2,419	488	490	485	484	483	2,430	483	484	483	482	481	2,413	4,843		
人件費	221	228	224	218	204	1,095	236	251	214	221	213	1,135	213	213	210	214	210	1,060	2,195			
減価償却・除却費	917	887	896	976	914	4,590	912	963	938	945	961	4,719	991	1,017	1,015	1,018	1,020	5,061	9,780			
企業債支払利息 (借入条件見直しによる効果額)	160	150	139	128	116	693	104	97	82	72	62	417	54	47	43	38	36	218	635			
その他費用	183	159	162	173	177	854	200	200	179	178	179	936	180	178	177	180	177	892	1,828			
計(B)	2,340	2,338	2,345	2,438	2,331	11,792	2,406	2,541	2,455	2,458	2,457	12,317	2,505	2,478	2,468	2,473	2,467	12,391	24,708			
純損益(A)-(B)	368	347	355	204	109	1,383	227	86	242	296	277	1,128	238	390	367	343	331	1,669	2,797			

資本的 収支 (税込)	収入																				
	県補助金	0	0	13	13	17	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	企業債	318	360	194	418	441	1,731	325	567	579	589	581	2,641	555	390	100	100	0	1,145	3,786	
	その他収入	5	12	26	141	106	290	44	38	27	41	27	177	27	41	27	27	27	149	326	
	計(C)	323	372	233	572	564	2,064	369	605	606	630	608	2,818	582	431	127	127	27	1,294	4,112	
	支出																				
	建設改良費 (施設整備計画) 【コロナによる影響】 執行停止額	511	622	503	976	828	3,440	630	1,205	953	1,233	1,306	5,327	1,419	910	771	617	590	4,307	9,634	
	建設改良費事務費	86	85	85	87	81	424	89	92	91	91	91	454	91	91	91	91	91	455	909	
	企業債償還金	438	462	487	490	504	2,381	525	567	580	590	583	2,845	556	506	460	417	391	2,330	5,175	
	基金繰入金	41	53	32	23	11	160	33	21	10	10	10	84	10	10	10	10	10	50	134	
その他支出	14	20	3	6	2	45	39	75	4	4	3	125	4	4	4	4	3	19	144		
計(D)	1,090	1,242	1,110	1,582	1,426	6,450	1,316	1,960	1,638	1,928	1,993	8,835	2,080	1,521	1,336	1,139	1,085	7,161	15,996		
収支不足額(C)-(D)	△ 767	△ 870	△ 877	△ 1,010	△ 862	△ 4,386	△ 947	△ 1,355	△ 1,032	△ 1,298	△ 1,385	△ 6,017	△ 1,498	△ 1,090	△ 1,209	△ 1,012	△ 1,058	△ 5,867	△ 11,884		

補填財源残高	1,198	1,374	1,563	1,568	1,567	-	1,635	1,241	1,273	1,125	893	-	550	747	790	997	1,142	-	-
企業債残高	7,451	7,349	7,057	6,984	6,922	-	6,722	6,722	6,721	6,720	6,719	-	6,718	6,603	6,243	5,926	5,536	-	-

総収支比率	115.8%	114.8%	115.1%	108.4%	104.7%	-	109.4%	103.4%	109.9%	112.0%	111.3%	-	109.5%	115.8%	114.9%	113.9%	113.4%	-	-
料金回収率	105.0%	106.3%	105.1%	99.3%	90.2%	-	100.5%	92.8%	99.9%	102.3%	101.5%	-	99.7%	106.5%	105.4%	104.4%	103.8%	-	-
企業債残高対給水収益比率	337.0%	328.5%	316.7%	317.7%	362.8%	-	310.7%	311.1%	300.7%	293.1%	295.8%	-	294.7%	274.3%	262.8%	251.3%	236.7%	-	-
管路耐震化率	22.1%	22.6%	23.2%	23.9%	24.9%	-	25.6%	25.9%	26.2%	26.5%	26.8%	-	27.1%	27.5%	27.7%	27.9%	28.1%	-	-
うち基幹管路	31.8%	32.3%	34.0%	40.0%	45.0%	-	47.7%	49.5%	51.7%	54.6%	56.8%	-	58.5%	61.3%	61.9%	63.3%	64.5%	-	-
管路更新率	28.4%	29.2%	30.2%	31.5%	33.2%	-	34.3%	35.1%	35.8%	36.2%	36.6%	-	37.0%	37.7%	38.2%	39.0%	39.6%	-	-
上下水道局職員数 (水道事業会計)	35人	36人	38人	35人	35人	-	35人	37人	38人	39人	38人	-	38人	38人	38人	39人	38人	-	-

II 財政計画

資料8-2

② 公共下水道事業（改定日：令和5年10月1日）

		前 計 画 期 間（5年間）					前期 使用料算定期間 【平均改定率 0%】							中期 使用料算定期間 【平均改定率 5%UP】						後期 使用料算定期間 【平均改定率 5%UP】					単位：百万円
		28年度 (決算)	29年度 (決算)	30年度 (決算)	元年度 (決算)	2年度 (決算)	28~2年度計	3年度 (決算)	4年度 (予算)	5年度	6年度	7年度	3~7年度計	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	8~12年度計	3~12年度計					
汚水	収益的収支 (収支)	収入																							
		下水道使用料 (接続率向上による効果額) ※平均改定率	2,008	2,101	2,112	2,083	2,101	10,405	2,085 (9)	2,097 (18)	2,131 (27)	2,172 (35)	2,161 (43)	10,646 (132)	2,182 (50)	2,289 (55)	2,273 (59)	2,256 (63)	2,246 (67)	11,246 (294)	21,892 (426)				
		受託事業収益	36	34	36	28	29	163	32	35	30	30	30	157	30	30	30	30	30	150	307				
		他会計補助金等（繰入金）	1,598	1,601	1,571	1,434	1,431	7,635	1,265	1,200	1,186	1,160	1,128	5,939	999	901	911	911	884	4,606	10,545				
		うち基準内	1,591	1,595	1,061	961	978	6,186	943	1,037	986	960	928	4,854	899	901	911	911	884	4,506	9,360				
		うち基準外	7	6	510	473	453	1,449	322	163	200	200	200	1,085	100	0	0	0	0	100	1,185				
		長期前受金戻入	927	944	896	873	873	4,513	869	848	844	845	836	4,242	824	823	819	807	783	4,056	8,298				
	その他収益	99	119	73	68	66	425	61	64	61	61	61	308	61	61	61	61	61	305	613					
	計(A)	4,668	4,799	4,688	4,486	4,500	23,141	4,312	4,244	4,252	4,268	4,216	21,292	4,096	4,104	4,094	4,065	4,004	20,363	41,655					
	支出																								
	管きょ維持管理費（計画保全）	83	81	101	76	81	422	88	100	89	92	91	460	87	90	98	94	101	470	930					
	施設維持管理費（計画保全） (B-DASH効果額)	560	562	566	604	646	2,938	668	761	743	746	749	3,667	752	723	727	730	733	3,665	7,332					
		(Δ 50)	(Δ 50)	(Δ 50)	(Δ 50)	(Δ 50)	(Δ 250)	(Δ 40)	(Δ 40)	(Δ 40)	(Δ 40)	(Δ 40)	(Δ 200)	(Δ 40)	(Δ 40)	(Δ 40)	(Δ 40)	(Δ 40)	(Δ 200)	(Δ 400)					
	小計	643	643	667	680	727	3,360	756	861	832	838	840	4,127	839	813	825	824	834	4,135	8,262					
人件費	191	201	200	169	173	934	187	198	181	181	181	928	181	181	181	181	181	905	1,833						
受託事業費	29	27	30	25	26	137	28	32	27	27	27	141	27	27	27	27	27	135	276						
減価償却・除却費	2,096	2,152	2,079	2,036	2,047	10,410	2,047	2,016	2,052	2,071	2,067	10,253	2,057	2,074	2,075	2,078	2,034	10,318	20,571						
企業債支払利息	581	545	497	452	409	2,484	366	330	288	255	224	1,463	198	175	154	135	117	779	2,242						
その他費用	399	457	394	338	375	1,963	368	448	381	381	380	1,958	381	381	383	384	381	1,910	3,868						
計(B)	3,939	4,025	3,867	3,700	3,757	19,288	3,752	3,885	3,761	3,753	3,719	18,870	3,683	3,651	3,645	3,629	3,574	18,182	37,052						
汚水純損益(A)-(B)	729	774	821	786	743	3,853	560	359	491	515	497	2,422	413	453	449	436	430	2,181	4,603						
汚水・雨水	資本的収支 (収支)	収入																							
		企業債	1,629	569	272	629	460	3,559	327	746	481	349	399	2,302	646	501	447	176	393	2,163	4,465				
		他会計補助金等（繰入金・基準内）	38	36	31	27	24	156	23	16	10	10	10	69	10	10	10	10	5	45	114				
		国庫補助金	684	102	20	326	174	1,306	49	465	183	52	118	867	295	137	385	52	125	994	1,861				
		受益者負担金等	38	22	15	13	21	109	11	2	4	6	8	31	7	4	3	3	3	20	51				
		その他収入	0	23	1	1	1	26	2	8	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10				
		計(C)	2,389	752	339	996	680	5,156	412	1,237	676	415	534	3,274	957	651	845	241	525	3,219	6,493				
	支出																								
	建設改良費（施設整備計画）	1,892	574	305	923	672	4,366	421	1,195	638	392	500	3,146	901	608	1,078	412	583	3,582	6,728					
	建設改良費事務費	42	42	32	33	36	185	31	39	28	28	28	154	28	28	28	28	28	140	294					
	企業債償還金	1,843	1,774	1,773	1,772	1,761	8,923	1,753	1,695	1,669	1,680	1,565	8,362	1,474	1,396	1,312	1,277	1,127	6,586	14,948					
	基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	300					
	その他支出	1	1	24	11	1	38	1	3	2	0	1	7	2	1	2	1	2	8	15					
	計(D)	3,778	2,391	2,134	2,739	2,470	13,512	2,206	2,932	2,337	2,100	2,094	11,669	2,405	2,033	2,420	1,718	2,040	10,616	22,285					
汚水収支不足額(C)-(D)	Δ 1,389	Δ 1,639	Δ 1,795	Δ 1,743	Δ 1,790	Δ 8,356	Δ 1,794	Δ 1,695	Δ 1,661	Δ 1,685	Δ 1,560	Δ 8,395	Δ 1,448	Δ 1,382	Δ 1,575	Δ 1,477	Δ 1,515	Δ 7,397	Δ 15,792						

汚水・雨水	補填財源残高	417	606	833	1,037	1,170	-	1,077	923	941	961	1,101	-	1,277	1,579	1,726	1,934	2,051	-
	企業債残高	34,961	33,513	32,111	31,089	29,601	-	28,104	27,100	25,822	24,455	23,299	-	22,351	21,347	20,479	19,370	18,402	-
	繰入金	2,105	2,133	2,134	2,060	2,029	-	1,756	1,692	1,653	1,625	1,592	-	1,463	1,362	1,367	1,366	1,329	-
	うち基準内	2,098	2,127	1,624	1,587	1,576	-	1,434	1,529	1,453	1,425	1,392	-	1,363	1,362	1,367	1,366	1,329	-
	うち基準外	7	6	510	473	453	-	322	163	200	200	200	-	100	0	0	0	0	-
	総収支比率	116.2%	117.0%	119.0%	119.7%	117.9%	-	112.7%	107.9%	111.0%	111.5%	111.2%	-	109.4%	110.4%	110.3%	110.1%	110.1%	-
	経費回収率	172.2%	93.7%	94.4%	95.2%	94.2%	-	92.3%	92.1%	94.5%	96.7%	96.7%	-	96.6%	101.4%	101.4%	101.3%	101.3%	-
	企業債残高対事業規模比率	813.1%	598.8%	569.6%	630.3%	575.6%	-	554.7%	568.0%	453.1%	431.3%	416.6%	-	408.4%	378.8%	359.2%	338.6%	324.8%	-
	接続率	86.6%	87.1%	87.7%	88.2%	88.6%	-	89.0%	89.8%	90.3%	90.8%	91.2%	-	91.6%	91.9%	92.2%	92.5%	92.7%	-
	管きょ耐震化率	57.5%	58.5%	59.0%	59.2%	59.8%	-	60.0%	60.1%	60.4%	60.7%	60.9%	-	61.1%	61.4%	61.6%	61.9%	62.1%	-
	うち重要な管きょ	40.0%	60.7%	68.7%	70.7%	83.3%	-	87.1%	87.1%	91.8%	96.4%	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	管きょ更新率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	4.8%	9.4%	9.4%	7.9%	10.7%	-	15.9%	19.0%	21.0%	25.1%	24.0%	-
	上下水道局職員数（公共下水道事業会計）	36人	38人	37人	36人	32人	-	32人	32人	32人	32人	32人	-	32人	32人	32人	32人	32人	-

年 度		前 計 画 期 間 (5年間)					前 期 財 政 計 画 期 間 (5年間)					後 期 財 政 計 画 期 間 (5年間)					単位：百万円					
		28年度 (決算)	29年度 (決算)	30年度 (決算)	元年度 (決算)	2年度 (決算)	28~2年度計	3年度 (決算)	4年度 (予算)	5年度	6年度	7年度	3~7年度計	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	8~12年度計	3~12年度計		
雨水	収益的 収支 (税抜)	収入	受託事業収益	30	28	27	37	38	160	41	67	39	39	39	225	39	39	39	39	39	195	420
		他会計補助金等(繰入金・基準内)	456	458	494	545	563	2,516	460	472	457	455	454	2,298	454	451	446	445	440	2,236	4,534	
		長期前受金戻入	193	199	200	202	206	1,000	211	213	214	215	216	1,069	216	216	214	215	212	1,073	2,142	
		その他収益	4	3	3	4	4	18	4	4	4	4	4	20	4	4	4	4	4	4	20	40
		計(E)	683	688	724	788	811	3,694	716	756	714	713	713	3,612	713	710	703	703	695	3,524	7,136	
	支出	管きょ維持管理費(計画保全)	30	15	22	23	24	114	16	27	18	18	18	97	19	19	19	19	20	96	193	
		施設維持管理費(計画保全)	21	23	31	21	25	121	27	26	28	29	29	139	29	28	28	29	28	142	281	
		小計	51	38	53	44	49	235	43	53	46	47	47	236	48	47	47	48	48	238	474	
		人件費	6	10	14	38	35	103	24	29	24	24	24	125	24	24	24	24	24	120	245	
		受託事業費	30	28	27	37	38	160	41	67	39	39	39	225	39	39	39	39	39	195	420	
		減価償却・除却費	448	463	467	472	483	2,333	499	508	512	517	522	2,558	526	528	526	529	525	2,634	5,192	
		企業債支払利息	129	121	117	112	103	582	95	90	81	74	69	409	64	60	55	51	47	277	686	
		その他費用	4	5	3	4	39	55	9	3	12	12	12	48	12	12	12	12	12	60	108	
		計(F)	668	665	681	707	747	3,468	711	750	714	713	713	3,601	713	710	703	703	695	3,524	7,125	
		雨水純損益(E)-(F)	15	23	43	81	64	226	5	6	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	11	
	資本的 収支 (税込)	収入	企業債	178	57	419	446	155	1,255	280	294	260	327	365	1,526	245	251	359	364	144	1,363	2,889
		他会計補助金等(繰入金・基準内)	13	38	38	54	11	154	8	4	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	12	
		国庫補助金	78	64	146	163	17	468	70	43	26	15	0	154	7	13	44	45	44	153	307	
		計(G)	269	159	603	663	183	1,877	358	341	286	342	365	1,692	252	264	403	409	188	1,516	3,208	
		支出	建設改良費(施設整備計画)	664	270	554	715	177	2,380	341	319	270	328	363	1,621	247	252		386	178	1,063	2,684
【コロナによる影響】当初見込支出 執行停止額							374 △12															
建設改良費事務費			49	51	47	37	27	211	27	29	26	26	26	134	26	26	26	26	26	130	264	
企業債償還金			312	299	320	325	341	1,597	351	348	349	362	356	1,766	364	361	745	373	378	2,221	3,987	
計(H)		1,025	620	921	1,077	545	4,188	719	696	645	716	745	3,521	637	639	771	785	582	3,414	6,935		
雨水収支不足額(G)-(H)		△ 756	△ 461	△ 318	△ 414	△ 362	△ 2,311	△ 361	△ 355	△ 359	△ 374	△ 380	△ 1,829	△ 385	△ 375	△ 368	△ 376	△ 394	△ 1,898	△ 3,727		

F No. 9・0・0 (甲)

令和 4 年 5 月 2 6 日

秦野市上下水道審議会

会長 茂 庭 竹 生 様

秦野市長 高 橋 昌 和



上下水道料金のあり方について (諮問)


「はだの上下水道ビジョン」の基本理念である「おいしい秦野の水と清らかに輝く名水の里 ひきつごう いつまでも」の実現に欠かせない経営基盤の強化・安定と計画的な施設整備のため、上下水道料金のあり方について、次のとおり諮問します。

(諮問理由及び内容)

本市の上下水道事業は、上下水道料金が年々減少する一方で、高度経済成長期を中心に整備した施設などは、本格的な更新需要を迎えます。

これに加え、コロナ禍により、現行の料金体系の課題が顕在化するなど、今後も厳しい事業環境となる見込みであります。

つきましては、今後も安定的な経営を行うため、望ましい「上下水道料金のあり方」について、御審議くださるようお願いいたします。



令和4年10月11日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市上下水道審議会
会長 茂庭竹生



上下水道料金のあり方について（答申）

令和4年5月26日付け FNo.9・0・0（甲）で、当審議会に諮問のありました「上下水道料金のあり方について」、別紙のとおり答申します。

当審議会の答申を十分に尊重され、「はだの上下水道ビジョン」の基本理念である「おいしい秦野の水と清らかに輝く名水の里 ひきつごう いつまでも」の実現に欠かせない経営基盤の強化・安定と計画的な施設整備を着実に進め、持続可能な上下水道事業の運営に努められることを要望します。

答 申 書

1 はじめに

秦野市の水道事業は、高度経済成長期の急増する水需要に対応するため、新設・拡張を重ね、現在は水道普及率が99.89%に到達しています。また、公共下水道事業においても、昭和49年の都市計画決定以降、約40年かけて市街化区域を中心に進めてきた汚水整備は、平成27年度には概ね完了し、水洗化率は92.42%となっています。

そうした中、高度経済成長期以降に整備した施設が大量に更新時期を迎えることに加え、近年の激甚化する自然災害を教訓とした施設の耐震化や浸水対策など、今後は多額の更新等に対する投資が必要となります。

一方で、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少により、事業収入の根幹である料金収入は年々減少傾向にあり、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していくことが見込まれています。

このような背景を受け、中長期先を見据えた事業運営を行うため、当審議会の意見を踏まえ、将来にわたる事業の安定性や持続性を示した「はだの上下水道ビジョン」を令和3年3月に策定しました。

このビジョンに基づき、持続可能な上下水道事業に向け、より効率的な事業経営に全力で取り組むとともに、効果的な施設整備を進め、ライフラインとしての責務を果たしていく必要があります。

2 審議の経過

当審議会は、市長から諮問がありました「上下水道料金のあり方」について、次表のとおり4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

開催日	内容
令和4年 5月26日(木)	<ul style="list-style-type: none">・上下水道料金のあり方について(諮問)・上下水道事業の概要について・上下水道事業の現状及び課題並びに将来の見通しについて・コロナ禍により顕在化した課題及び他の事業体との比較について・自己水率低下の抑制に向けた施設整備計画の変更について

開催日	内容
6月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・新水源整備を踏まえた施設整備計画案及び財政計画等について ・料金体系の見直しの方向性について
7月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定シミュレーションの結果について ・改定の施行時期について
8月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について(書面開催)

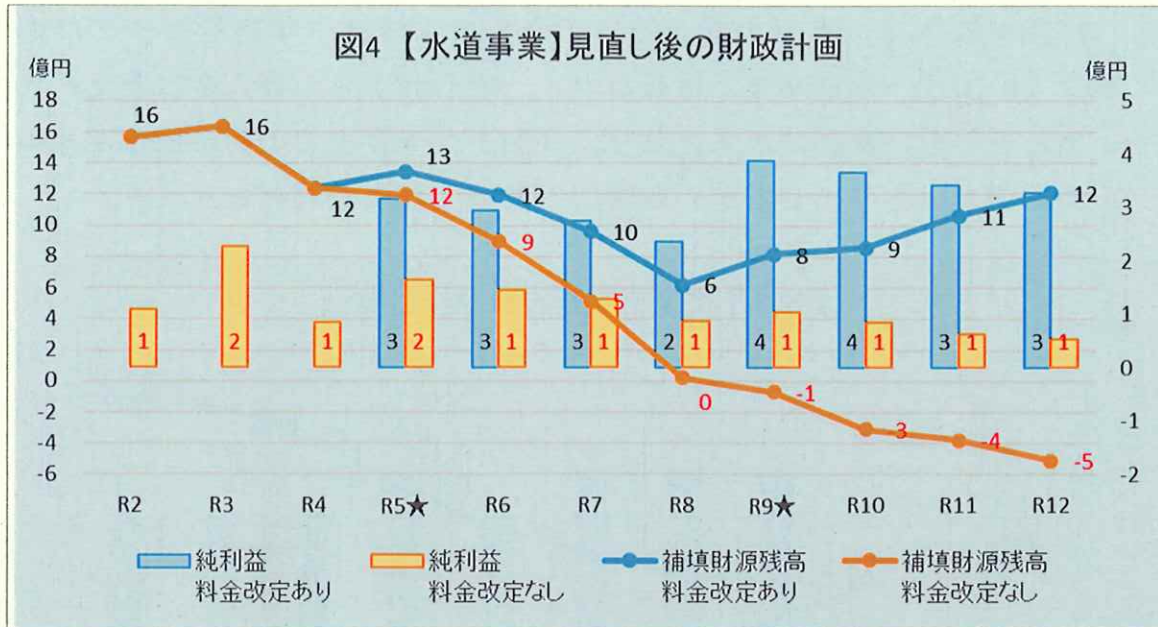
3 秦野市の上下水道事業の現状

(1) 水道事業

次図に示すとおり、人口減少に伴い給水人口も減少を続けています。また、有収水量は、節水型機器や設備の普及、業務用の使用水量の減少から、給水人口の減少を上回るペースで減り続けています。



給水収益は、前回の料金改定の翌年の平成29年度をピークに減り続け、次図に示すとおり、現状の料金水準では、令和9年度には、補填財源が底をつく見込みです。



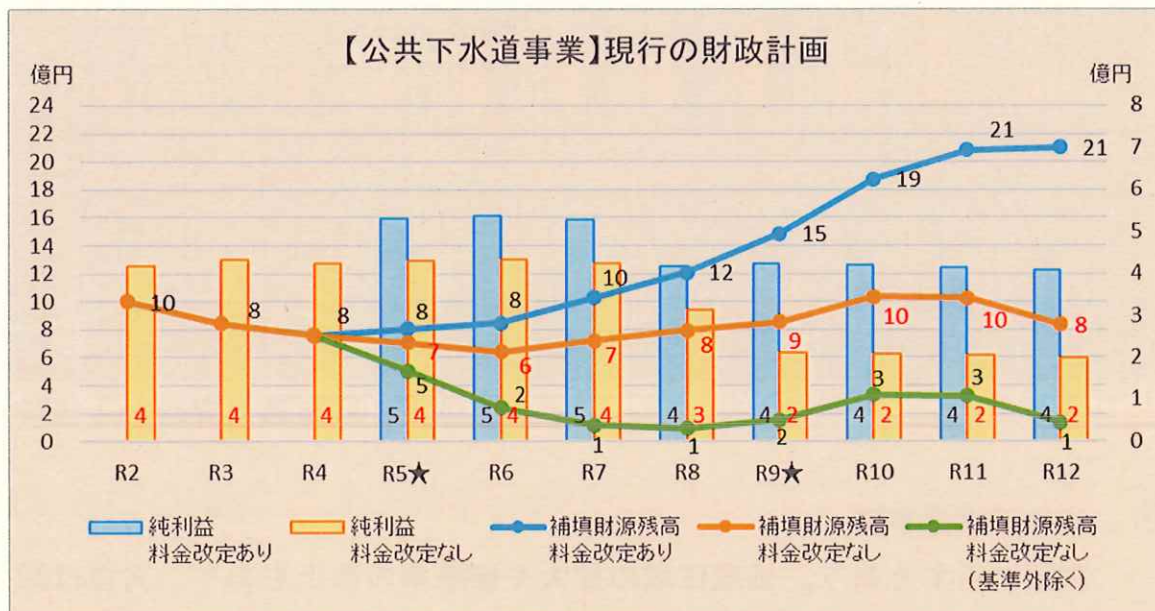
(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

(2) 公共下水道事業

次図に示すとおり、処理区域の拡大や接続率の向上もあり、人口は減少するものの、水洗化人口、有収水量ともに増えてきました。しかし、処理区域の整備がほぼ完了した今後は、横ばいから、水道と同様の減少に転じていく見込みです。



使用料収入は、前回の料金改定の翌年の平成30年度をピークに減り続けています。水道事業とは異なり、一般会計からの繰入金に支えられていることから、次図に示すとおり、令和12年度までの間に補填財源が底をつくことはありませんが、非常に不安定な経営状態となります。



(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

4 上下水道料金が内包する一般的課題

我が国の経済成長とともに急速に普及した上下水道の料金制度は、ほとんどが基本料金と超過料金で構成される二部料金制ですが、次の三つの一般的な課題を内包しています。

(1) 基本料金の水準の低さ

上下水道料金における基本料金の役割は、減価償却費をはじめとする固定費の回収にあります。しかしながら、上下水道事業の開始時において、家計の負担を抑制するために基本料金が低く設定され、その後改定は繰り返されるものの、家計への配慮から現状の基本料金の水準では、固定費のわずかな部分しか回収できていない水道事業者が数多くあります。

また、水道料金における基本料金は、水を供給するために多くの資本を必要とする大きな口径のメーターの基本料金を高くする「口径別」の基本料金と、家庭用と業務用のように分け、それぞれ一律とする「用途別」の基本料金とに大別されます。近年では、基本料金本来の固定費を回収するという視点から、用途別から口径別の基本料金に移行する水道事業者が多くなっています。

県内には18の末端給水事業者がありますが、令和2年度末現在では、口径別の基本料金を採用しているのは6事業者（33.3%）に留まります。なお、令和3年7月に横浜市が用途別から口径別の基本料金に移行しています。また、全国的には、1,251の末端給水事業者のうち、806事業者（64.4%）で口径別の基本料金を採用しています。（出典：令和2年度地方公営企業年鑑）

(2) 超過料金における逡増制

独立採算を原則とする地方公営企業においては、基本料金で回収できない固定費は、超過料金に転嫁せざるを得ません。人口の増加による水源の枯渇を抑制する意味もありましたが、ここでも家計への配慮から、使用水量に応じて段階的に料金の単価を設定し、使用水量が多くなるほど単価を高くする逡増制を採用している末端給水事業者がほとんどです。

(1)と合わせてこれらの課題を内包する現在の上下水道の料金体系は、社会経済情勢に左右される業務用の使用水量の影響を受けやすいことは、以前から指摘されていたところです。しかし、人口増加と経済成長が続く中では、潜在的問題とされていましたが、経済成長が止まり、人口が減少していく社会において、施設の老朽化も進む現状では、将来にわたる上下水道事業の安定的な経営に不安を与えることとなります。

(3) 基本水量制

一定の使用水量まで基本料金だけで使用できる基本水量制は、公衆衛生向上の観点から、すべての使用者に対して、最低限の生活用水を平等に確保するという考えから生まれた制度ですが、地方公営企業における料金は、受益と負担のバランスが取れた公平なものでなくてはなりません。基本水量制は、基本水量の範囲において、使用者間の不公平が生じていることから、特に単身世帯が増え続ける現在においては、基本水量を廃止する水道事業者が増えています。

県内の末端給水事業者では、唯一横浜市で令和3年7月に基本水量を廃止しましたが、令和2年度末現在、全国では、1,251の末端給水事業者のうち910事業者（72.7%）で基本水量制を採用しています。

（出典：令和2年度地方公営企業年鑑）

5 秦野市における課題への対応状況

(1) 基本料金

直近では、水道料金は平成28年4月に、下水道使用料は平成29年

4月にそれぞれ料金改定を行い、基本料金、超過料金ともに値上げし、経営基盤の強化を図りました。また、水道料金については、用途別の基本料金から口径別の基本料金へと移行し、課題の一つを解決しています。

しかしながら、令和3年度決算における基本料金による固定費の回収率は、水道事業においては約31%、下水道事業にあつては、約14%であり、まだまだ低い水準にあります。

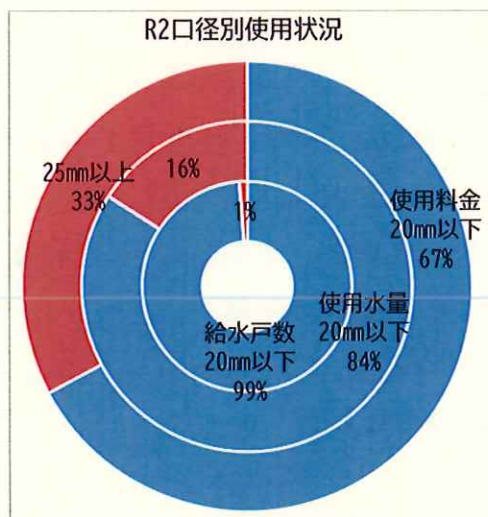
(2) 逓増制

令和2年度においては、コロナ禍により在宅時間が増え、家庭での水道の使用量が大幅に増加しました。その一方では、経済活動の低下により業務用の使用水量は大幅に減少しましたが、トータルでは、家庭用の増加が上回ったことから有収水量は前年より増加しました。このことは、水道事業においては10年ぶりのこととなります。

しかし、水道事業における給水収益は、前年を下回り、また、公共下水道事業における使用料収入も、同程度の有収水量であった平成30年度を下回りました。このことは、水道水を作り、汚水を処理するコストが増えたにもかかわらず、それに見合う収入を得られなかったということの意味します。

コロナ禍の影響により有収水量が増えた現象は、多くの水道事業者に起きたことですが、給水収益は減少してしまった水道事業者には、給水収益の多くを業務用の使用に頼っているという特徴がみられました。

特に秦野市は、次図に示すとおり、ほとんどが業務用に用いられる口径25mm以上のメーターを使用する契約者からの料金が、給水収益の3分の1を占め、コロナ禍において有収水量も収益もともに増加した他の水道事業者と比較すると、その割合は高い傾向にあります。



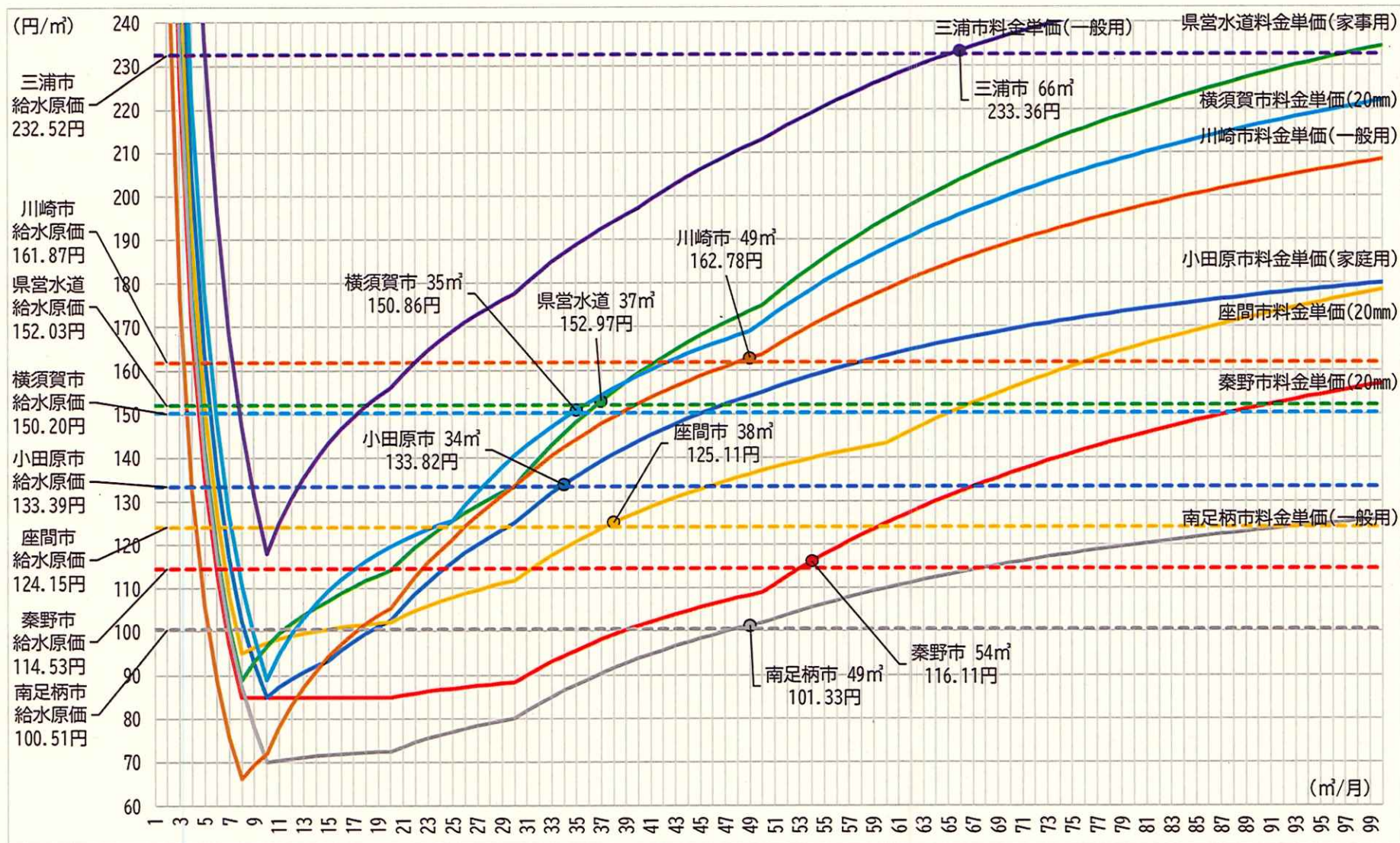
(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

また、令和2年度の給水原価（1 m³当たりの水道水を作るための費用）は、114.53円/m³でしたが、料金を使用水量で割った単価がこの原価を超える損益分岐点は、8ページの図に示すとおり、月54 m³となります。

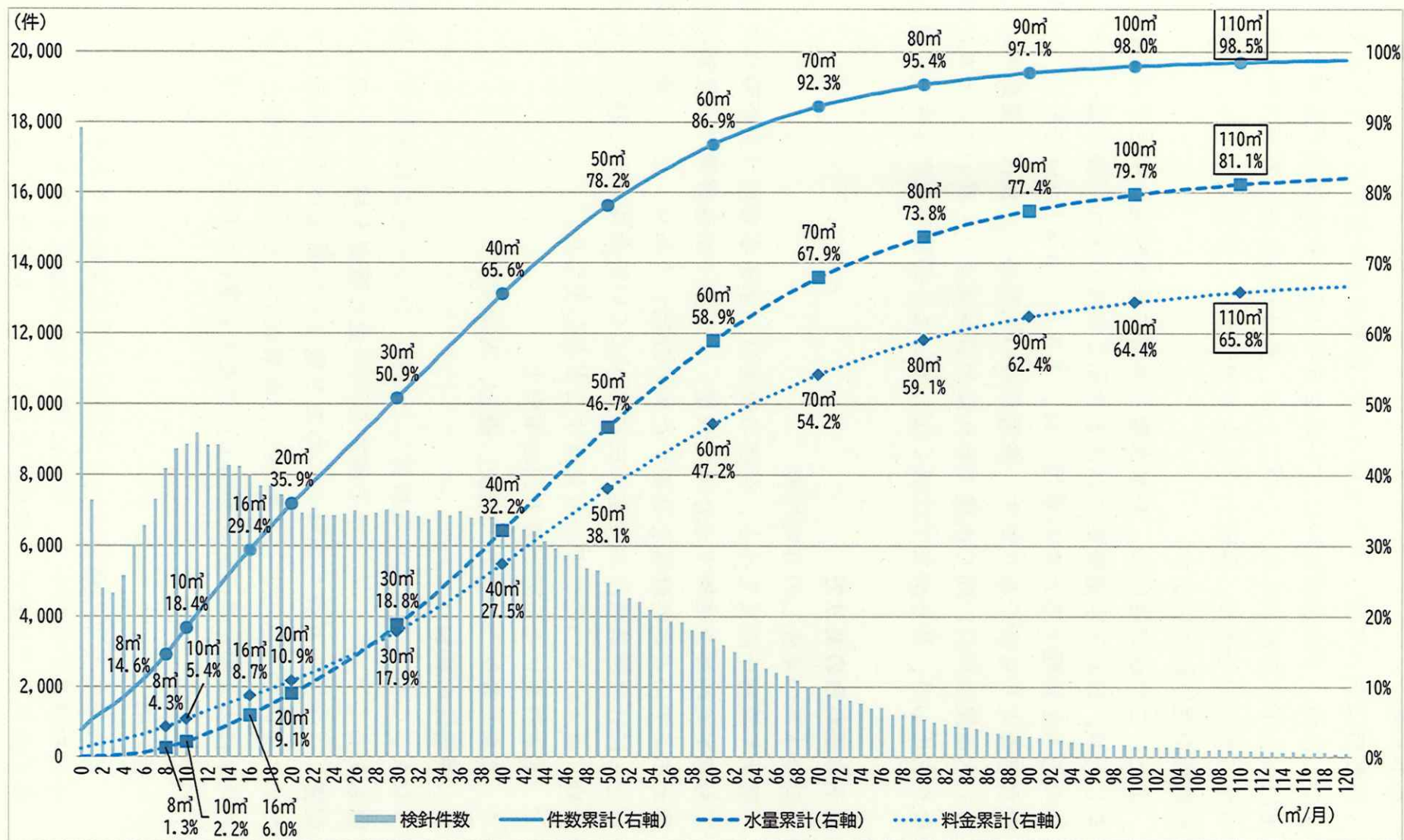
これは、県営水道及び県下の市営水道の中では、2番目に高いものとなりますが、令和3年度の検針結果からみると、9ページの図に示すとおり、98%の検針件数がこの水量（2月分で110 m³）を下回り、また、その使用水量は、全体の約81%を占めています。このことは、98%の契約者に対して供給している81%の水道水は、赤字の価格で提供されており、その赤字は、2%の契約者に供給している19%の水道水から得られる料金収入で解消していることを意味します。

これらのことから、秦野市の水道料金は、相対的には低く抑えられていますが、業務用への依存度が高く、こうした料金体系が持つ課題がコロナ禍により顕在化したことがわかります。

県下の主な水道事業者における料金単価と給水原価(R2)の関係



使用水量(2か月分)別検針件数等の割合(R3 水道)



(グラフは第2回審議会資料から抜粋)

(3) 基本水量

秦野市においては、上下水道ともに基本料金に含まれる基本水量は8 m³でしたが、下水道使用料は、平成25年4月の料金改定で基本水量が4 m³に引き下げられました。このことは、料金制度における不公平の是正につながるものであり、評価すべきものですが、このことにより、水道との不均衡が生まれています。

また、この改定時には、基本水量と同時に基本料金の引き下げも行われましたが、公共下水道事業における令和2年度の汚水処理原価（1 m³当たりの汚水を処理するための費用）は、150.04円/m³であり、水道の給水原価よりも高くなります。費用負担の原則からみれば、秦野市における下水道使用料は、同じ水量であれば水道料金よりも高いものでなければなりません。月6 m³までは低くなってしまいう逆転現象が起きています。

6 上下水道料金のあり方

(1) 料金体系の見直しの方向性等

現状や課題を踏まえると、今回の改定は、水道事業は「更新時代においても安定的経営を維持するための改定」、公共下水道事業は「更新時代を迎えるまでに安定的経営を目指すための改定」であり、また、増収を図るとともに社会経済状況の変化に左右されにくい料金体系へと移行していくため、以下の3つの視点から見直すこととしました。

ア 基本料金による固定費の回収率向上

イ 基本水量制のあり方（継続、廃止、水量変更）

ウ 逡増性の緩和

なお、これらの視点から検討した結果、コロナ化が収束せず、物価高騰もあることから、あらゆる契約者の料金に激変を招くことのないよう配慮し、今回の見直しが将来にわたり望ましい料金体系を構築していくための段階的なものとして整理し、事業収入の安定化を目的とした「基本料金による固定費の回収率向上」に重きを置いた見直しとしました。

(2) 料金改定案

ア 改定率

市民生活や市内経済はコロナ禍からの復調段階であるとともに、昨今の物価高の状況から、市民に求める負担は最小限としながらも、事業の安定性や持続性を確保するためには、財政計画に定めた「水道料

金は平均7%を上限」、「下水道使用料は平均5%を上限」とする引上げが妥当であると考えます。なお、改定案はウに示すとおりです。

イ 改定時期

上下水道事業の経営状況や将来見通し、及び事業計画（財政計画及び施設整備計画）並びに既に2年間改定時期が引き延ばされてきたことを踏まえ、令和5年4月からの引上げが望ましいと考えます。

ただし、附帯意見を参照して下さい。

ウ 改定案

(ア) 水道料金（下線部が改定箇所）

用途・区分			現行		改定案		
			水量	料金	水量	料金	
一 般 用	基本 料 金	メ ー タ ー の 口 径	13mm	<u>8 m³以下</u>	<u>680 円</u>	<u>4 m³以下</u>	<u>760 円</u>
			20mm		<u>680 円</u>		<u>780 円</u>
			25mm		<u>1,110 円</u>		<u>1,210 円</u>
			40mm		<u>2,880 円</u>		<u>2,980 円</u>
			50mm		<u>5,180 円</u>		<u>5,280 円</u>
			75mm		<u>11,600 円</u>		<u>11,700 円</u>
			100mm		<u>18,800 円</u>		<u>18,900 円</u>
			150mm		<u>38,800 円</u>		<u>38,900 円</u>
			200mm		<u>59,000 円</u>		<u>59,100 円</u>
		超過料金 (1 m ³ につき)				<u>5~8 m³</u>	<u>25 円</u>
		9~20 m ³	85 円	9~20 m ³	85 円		
		21~30 m ³	95 円	21~30 m ³	95 円		
		31~50 m ³	140 円	31~50 m ³	140 円		
		51~100 m ³	205 円	51~100 m ³	205 円		
		101~500 m ³	225 円	101~500 m ³	225 円		
		501 m ³ 以上	245 円	501 m ³ 以上	245 円		
農 業 用	基本料金		一般用と同じ		一般用と同じ		
	超過料金 (1 m ³ につき)		9~50 m ³	一般用と同じ	5~50 m ³	一般用と同じ	
			51 m ³ 以上	170 円	51 m ³ 以上	170 円	
臨 時 用	基本 料 金	メ ー タ ー 全 口 径	<u>8 m³以下</u>	<u>2,200 円</u>	<u>4 m³以下</u>	<u>2,300 円</u>	
	超過料金 (1 m ³ につき)		<u>9 m³以上</u>	415 円	<u>5 m³以上</u>	415 円	

(一か月当たり税抜き額)

(イ) 下水道使用料（下線部が改定箇所）

用途・区分		排水量	使用料	
			現行	改定案
一般 汚 水	基本料金	4 m ³ 以下	<u>365 円</u>	<u>500 円</u>
	超過料金 (1 m ³ につき)	5～8 m ³	110 円	110 円
		9～20 m ³	120 円	120 円
		21～30 m ³	160 円	160 円
		31～50 m ³	210 円	210 円
		51～75 m ³	255 円	255 円
		76～100 m ³	260 円	260 円
		101～500 m ³	270 円	270 円
		501～3,000 m ³	280 円	280 円
		3,001 m ³ 以上	290 円	290 円
特 定 汚 水	基本使用料	4 m ³ 以下	<u>365 円</u>	<u>500 円</u>
	超過料金 (1 m ³ につき)	5～8 m ³	110 円	110 円
		9～20 m ³	120 円	120 円
		21～30 m ³	160 円	160 円
		31～50 m ³	210 円	210 円
		51～75 m ³	255 円	255 円
		76～100 m ³	260 円	260 円
		101～500 m ³	270 円	270 円
		501 m ³ 以上	225 円	225 円
公衆 浴場 汚水	基本使用料	100 m ³ 以下	<u>2,310 円</u>	<u>2,445 円</u>
	超過料金 (1 m ³ につき)	101 m ³ 以上	20 円	20 円

(一か月当たり税抜き額)

7 附帯意見

- (1) 上下水道料金の改定は、市民負担の増加を求めるものであり、市民の理解と同意が得られるよう、値上げの必要性について十分に説明責任を果たすことを要望します。
- (2) 今回の同時改定は、令和3年3月に策定した「はだの上下水道ビジョン」で既に公表しており、当審議会においても改定の必要性を十分に理

解したうえで議論を進めてきました。

しかしながら、現在、長期化するコロナ禍に加え、ウクライナ情勢、或いは円安等の影響により、光熱費、食品、生活用品、原材料費など、様々な物価が高騰している状況にあり、市民生活や市内経済は、今まさにこの問題に直面しています。

このような状況下であっても、公共下水道事業の経営基盤は、令和3年度決算においても一般会計からのいわゆる基準外の繰入金を受取るなど、未だ脆弱であることから、下水道使用料は令和5年4月に改定すべきと考えます。しかし、比較的安定的な経営基盤を維持している水道事業は、若干の時間的余裕を持たせる余地があることも考えられます。

前回までとは異なり、上下水道局として組織が統合され、統一的な視点を持った改定であり、一体的に議会において審議することは必要ですが、水道料金の改定時期については、委員の中でも意見が分かれるところであり、あらためて財政計画の内容を精査し、事業経営に支障のない範囲で、事業管理者において慎重に判断されることを意見として附します。